

株 主 各 位

岡山市北区島田本町2丁目5番35号

株式会社 **ウエスコホールディングス**

代表取締役社長 山 地 弘

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年10月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年10月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 岡山市北区駅元町1番5
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第1期（平成25年8月1日から平成26年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第1期（平成26年2月3日から平成26年7月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役5名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第5号議案 買収防衛策のための株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会に対する委任（買収防衛策の継続）の件
 - 第6号議案 取締役および監査役の報酬等の額承認の件

以 上

~~~~~  
◎ 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wescohd.co.jp/>）において掲載し、周知させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成25年8月1日から  
平成26年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

当社は、平成26年2月3日に単独の株式移転の方法により、株式会社ウエスコの完全親会社として設立されました。当社は純粋持株会社として、総合建設コンサルタント事業、複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業を行う子会社の株式を保有することにより、当該会社の経営管理およびそれに附帯または関連する業務を行っております。

今後、当社グループは丸一となり、「社会インフラ」、「生活環境」、「情報サービス」、「健康」などに関する分野を通じて、さまざまな事業に取り組みながら、地域社会に貢献してまいります。

なお、連結の範囲につきましては、単独の株式移転でありますため、当社設立までの株式会社ウエスコの連結の範囲と実質的な変更はありません。また、当社の第1期事業年度は平成26年2月3日から平成26年7月31日までとなりますが、当連結会計年度は株式会社ウエスコの連結計算書類を引き継いで作成しております関係上、平成25年8月1日から平成26年7月31日までとなります。従いまして、以下の記述において、前連結会計年度比較を行っている項目については、株式会社ウエスコの平成25年7月期連結会計年度（平成24年8月1日から平成25年7月31日まで）との比較を行っております。

#### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における日本経済は、政府による国内経済対策の効果を背景に、全体として回復基調にて推移しました。

このような経済環境のなか、当社グループを取り巻く市場環境は、政府の対策により公共投資予算が一時的に増加しており、回復の傾向が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく、営業基盤の強化ならびに品質の向上に努めてまいりました。また、さらなる生産効率および技術力の向上を図ることにより、市場競争力を強化してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は101億4百万円（前連結会計年度比19.4%増）、損益面におきましては、営業利益は9億5千3百万円（前連結会計年度比242.5%増）となり、経常利益は10億3千2百万円（前連結会計年度比177.1%増）、訴訟損失引当金繰入額5億2百万円を特別損失に計上したことにより、当期純利益は7億8千9百万円（前連結会計年度比242.3%増）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

#### (総合建設コンサルタント事業)

当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業におきましては、政府の防災対策ならびに地域活性化の重点予算により、公共投資予算は増加に転じました。また、先般のトンネル天井板崩落事故を契機に、各種土木構造物等の点検業務および防災・減災対策、社会インフラの維持更新に関する業務の発注量が増加しております。加えて、2020年東京オリンピックの決定による経済効果への期待感からも、当事業の市場環境は緩やかな回復基調にあります。

このような状況のなか、多様化・高度化する業務に迅速かつ適切に対応するため、地域に根付いた提案型営業に積極的に取り組むとともに、品質および原価の管理を徹底し、市場競争力の強化を図ってまいりました。

また、総合評価落札方式等の発注形態に対応するため、社内研修会・講習会を積極的に開催し、技術者の技術提案力ならびに技術力の向上に努めてまいりました。さらに、当事業を構成する3社では、人事交流および技術研修などを通じて、技術面における連携を強化してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の総合建設コンサルタント事業の売上高は88億3千万円（前連結会計年度比22.5%増）、損益面におきましては、営業利益が9億5千9百万円（前連結会計年度比379.5%増）となりました。

#### (複写製本事業)

複写製本事業におきましては、政府の景気対策により、官公庁ならびに民間事業者からの発注量は、従来の複写製本サービス、データスキャニングおよび電子ファイリング業務の案件を中心に、やや増加の傾向にて推移いたしました。

しかしながら、事業環境の一部に回復の傾向は見られるものの、消費税率引き上げ等の影響により、事業全体としては、引き続き厳しい状況にて推移しています。

このような事業環境のなか、将来の顧客ニーズに対応すべく、3Dプリンターの機器販売に加え、スキャナーによる三次元データの作成、編集、加工業務等を積極的に営業展開し、競合他社との差別化を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の複写製本事業の売上高は2億6千7百万円（前連結会計年度比2.9%増）、損益面におきましては、営業利益は1千5百万円（前連結会計年度比97.8%増）となりました。

#### (不動産事業)

不動産事業におきましては、地元のハウズビルダーおよび大手住宅メーカーとより密接な連携のもと、顧客の具体的なニーズの掘り起こしをメインテーマとし、情報提供ならびに提案を行ってまいりました。

しかしながら、政府による景気刺激策の発表ならびに消費税率引き上げによる駆け込み需要への期待などはあったものの、当社グループ会社が住宅分譲地を展開する岡山県北における影響は限定的であり、引き続き厳しい状況が継続いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の不動産事業の売上高は2千5百万円（前連結会計年度比29.6%増）、損益面におきましては、営業損失は6千8百万円（前連結会計年度は1千4百万円の営業損失）となりました。

#### (スポーツ施設運営事業)

スポーツ施設運営事業におきましては、新規入会者の定着率向上を最重要課題とし、職員と初心者会員とのコミュニケーションを重視した、きめ細やかなサービスの提供を行ってまいりました。また、健康志向の会員に向けたウェア・サプリメントなどの販売を行うなど、顧客満足度の向上を図ってまいりました。

また、PR活動におきましては、これまでの主力である新聞折り込みチラシの内容を充実させたことに加え、ホームページでの情報発信ならびに新規入会者獲得のための各種キャンペーンを強化しました。

さらに、営業活動の一環として、企業向けの生活習慣病対策講習、公的施設での高齢者健康維持対策講習などのイベントを継続的に開催しております。

これらの結果、当連結会計年度のスポーツ施設運営事業の売上高は4億7千2百万円（前連結会計年度比2.1%増）、損益面におきましては、営業利益は3千3百万円（前連結会計年度比144.8%増）となりました。

#### (指定管理事業)

指定管理事業におきましては、神戸市とのパートナーシップのもと、当社グループの環境・地域計画等の技術、ノウハウ等を最大限に融合し、観光施設・社会教育施設として付加価値の高い水族館の運営に努めております。

また、新たに神戸市との間で平成26年4月に協定を締結し、平成26年度より平成29年度までの4年間の第二期指定管理事業を開始しました。

集客活動といたしまして、各種団体、旅行エージェント等への営業展開をはじめ、周辺観光施設や宿泊施設等と連携した商品開発、オリジナルグッズの企画開発、来園者参加型の各種イベントを開催いたしました。また、須磨海岸海域において、2頭のイルカを遊泳させる「須磨ドルフィンコーストプロジェクト」を社会実験として実施しました。

さらに、水族館の利用形態を高度化するため、「貸し切り水族園」や「お泊まり水族園」など、通常の営業時間以外の施設の活用にも積極的に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の指定管理事業の売上高は5億8百万円（前連結会計年度比0.3%減）、損益面におきましては、営業利益は5千万円（前連結会計年度比1.5%増）となりました。

当連結グループにおけるセグメントの売上高の状況は次のとおりであります。

| セグメントの名称      | 金額(百万円) | 構成比(%) |
|---------------|---------|--------|
| 総合建設コンサルタント事業 | 8,830   | 87.4   |
| 複写製本事業        | 267     | 2.7    |
| 不動産事業         | 25      | 0.2    |
| スポーツ施設運営事業    | 472     | 4.7    |
| 指定管理事業        | 508     | 5.0    |
| 合 計           | 10,104  | 100.0  |

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備資金および運転資金は、主として自己資金により充当いたしました。

#### (4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

##### ① 企業集団の直前3事業年度の財産および損益の状況

| 区 分            | 第42期<br>平成23年7月期 | 第43期<br>平成24年7月期 | 第44期<br>平成25年7月期 | 第1期<br>平成26年7月期<br>(当連結会計年度) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------------------|
| 売上高 (百万円)      | 8,820            | 8,341            | 8,460            | 10,104                       |
| 経常利益 (百万円)     | 306              | 225              | 372              | 1,032                        |
| 当期純利益 (百万円)    | 166              | 153              | 230              | 789                          |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 10.32            | 9.82             | 15.21            | 52.52                        |
| 総資産 (百万円)      | 12,125           | 11,917           | 12,749           | 14,449                       |
| 純資産 (百万円)      | 10,400           | 10,333           | 10,561           | 11,352                       |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 648.57           | 673.78           | 702.42           | 755.07                       |

- (注) 1. ご参考として、第42期から第44期までの株式会社ウエスコの連結会計年度における実績値を記載しております。  
2. 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

##### ② 当社の財産および損益の状況

| 区 分            | 第1期<br>平成26年7月期<br>(当事業年度) |
|----------------|----------------------------|
| 営業収益 (百万円)     | 290                        |
| 経常利益 (百万円)     | 190                        |
| 当期純利益 (百万円)    | 189                        |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 10.71                      |
| 総資産 (百万円)      | 10,511                     |
| 純資産 (百万円)      | 10,392                     |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 586.33                     |

- (注) 記載金額（1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を除く。）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況（平成26年7月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 名 称                | 資 本 金      | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容        |
|--------------------|------------|----------|----------------------|
| 株式会社 ウ エ ス コ       | 百万円<br>100 | 100 %    | 総合建設コンサルタント事業・指定管理事業 |
| 株式会社 西日本技術コンサルタント  | 50         | 100      | 総合建設コンサルタント事業        |
| 株式会社 ア イ コ ン       | 65         | 100      | 総合建設コンサルタント事業        |
| 株式会社 エヌ・シー・ピー      | 50         | 100      | スポーツ施設運営事業           |
| 株式会社 N C P サ プ ラ イ | 50         | 100      | 複写製本事業               |
| 株式会社 ウ エ ス コ 住 販   | 50         | 100      | 不動産事業                |

(6) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境につきましては、主力事業である総合建設コンサルタント事業における公共投資予算の縮小傾向が継続しておりましたが、現在は回復の傾向にありますものの、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

このような外部環境において、当社グループでは、顧客ニーズの変化に対応した事業展開を図るとともに、品質管理ならびに原価管理の徹底を図り、市場競争力の強化と収益性の向上に邁進してまいります。

また、これまでの新規雇用の抑制が影響し、技術の後継ならびに人手不足などの問題が次第に深刻化することが懸念されています。

このため、計画的な採用の実施ならびにインターンシップの積極的な受け入れなど、長期的な観点での採用体制づくりを行います。さらに、より良い職場環境への改善、社員教育の充実、経験豊富な再雇用者の活用などにより、活力ある職場風土の実現を目指します。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成26年7月31日現在）

- ① 総合建設コンサルタント事業
- ② 複写製本事業
- ③ 不動産事業
- ④ スポーツ施設運営事業
- ⑤ 指定管理事業

(8) 主要な事業所（平成26年7月31日現在）

① 当社の主要な事業所

| 名 称 | 所 在 地     |
|-----|-----------|
| 本 社 | 岡 山 市 北 区 |

② 子会社の主要な事業所

| 名 称              | 所 在 地       |
|------------------|-------------|
| (株) ウ エ ス コ      | 岡 山 市 北 区   |
| (株) エヌ・シー・ピー     | 岡 山 市 北 区   |
| (株) N C P サブライ   | 岡 山 市 北 区   |
| (株) ウ エ ス コ 住 販  | 岡 山 市 北 区   |
| (株) 西日本技術コンサルタント | 滋 賀 県 草 津 市 |
| (株) ア イ コ ン      | 兵 庫 県 姫 路 市 |

## (9) 使用人の状況（平成26年7月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数<br>(前連結会計年度末比増減) | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------------------|-------|--------|
| 529名（12名増）            | 45.0歳 | 16.4年  |

(注) 上記の使用人数には、短期雇用契約社員315名を含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 7名   | 49.3歳 | 0.4年   |

## (10) 主要な借入先（平成26年7月31日現在）

特に記載すべき事項はありません。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成26年7月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 普通株式 70,000,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 17,724,297株
- ③ 株主数 4,621名
- ④ 大株主（上位10名）

| 株主名                | 持株数     | 持株比率   |
|--------------------|---------|--------|
| 株式会社 ウエスコ          | 2,688千株 | 15.17% |
| 公益財団法人 ウエスコ 学術振興財団 | 2,000千株 | 11.28% |
| 公益財団法人 加納美術振興財団    | 1,000千株 | 5.64%  |
| 株式会社 山陰合同銀行        | 700千株   | 3.95%  |
| ウエスコ社員持株会          | 680千株   | 3.84%  |
| 株式会社 中国銀行          | 468千株   | 2.64%  |
| 加納佳世子              | 423千株   | 2.39%  |
| 加納二郎               | 338千株   | 1.91%  |
| 住友生命保険相互会社         | 299千株   | 1.69%  |
| 株式会社 トマト銀行         | 257千株   | 1.45%  |

(注) 持株比率は自己株式 410株を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の状況（平成26年7月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当     | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                  |
|-----------|---------|---------|------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 山 地 弘   |         |                                                                  |
| 取 締 役     | 松 原 利 直 |         | 株式会社ウエスコ代表取締役社長                                                  |
| 取 締 役     | 角 南 輝 行 |         | 株式会社ウエスコ取締役執行役員関西支社長                                             |
| 取 締 役     | 大 倉 一 夫 | 経営管理本部長 | 株式会社ウエスコ取締役執行役員管理本部長<br>兼業務推進本部長                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 倉 本 英 雄 |         |                                                                  |
| 監 査 役     | 福 原 一 義 |         | 福原一義公認会計士事務所 所長<br>税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員<br>株式会社サンマルクホールディングス社外監査役 |
| 監 査 役     | 宮 崎 栄 一 |         | 公認会計士・税理士宮崎会計事務所 所長<br>株式会社創明コンサルティング・ブレイン代表取締役                  |

- (注) 1. 監査役 福原一義、宮崎栄一の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役 福原一義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役 宮崎栄一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査役 福原一義、宮崎栄一の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分   | 支 給 額 | 人 数 | 摘 要               |
|-------|-------|-----|-------------------|
| 取 締 役 | 43百万円 | 4名  |                   |
| 監 査 役 | 4百万円  | 3名  | (うち社外監査役 2名 1百万円) |

- (注) 1. 取締役の会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における報酬等の額は、定款附則第2条において総額金187,500,000円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない。）と定めております。
2. 監査役の会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における報酬等の額は、定款附則第2条において総額金22,500,000円以内と定めております。

3. 上記の支給額には、以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員賞与9百万円（取締役4名に対し8百万円、監査役3名に対し1百万円）
- ・当事業年度における確定拠出年金0百万円（取締役2名に対し0百万円）

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 区 分   | 氏 名     | 兼 職 先               | 兼 職 内 容 | 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係                     |
|-------|---------|---------------------|---------|-------------------------------------------|
| 監 査 役 | 福 原 一 義 | 福原一義公認会計士事務所        | 所長      | 当社と福原一義公認会計士事務所との間には重要な取引関係はありません。        |
|       |         | 税理士法人福原・嘉崎会計事務所     | 代表社員    | 当社と税理士法人福原・嘉崎会計事務所との間には重要な取引関係はありません。     |
|       |         | 株式会社サンマルクホールディングス   | 社外監査役   | 当社と株式会社サンマルクホールディングスとの間には重要な取引関係はありません。   |
| 監 査 役 | 宮 崎 栄 一 | 公認会計士・税理士宮崎会計事務所    | 所長      | 当社と公認会計士・税理士宮崎会計事務所との間には重要な取引関係はありません。    |
|       |         | 株式会社創明コンサルティング・ブレイン | 代表取締役   | 当社と株式会社創明コンサルティング・ブレインとの間には重要な取引関係はありません。 |

#### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 役 | 福 原 一 義 | 当事業年度開催の取締役会3回、監査役会3回のうち、取締役会に3回、監査役会に3回出席し、必要に応じ、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 宮 崎 栄 一 | 当事業年度開催の取締役会3回、監査役会3回のうち、取締役会に3回、監査役会に3回出席し、必要に応じ、税務、会計の豊富な経験から発言を行っております。 |

(注) 1. 福原一義、宮崎栄一の両氏は、日頃から法令等の遵守を徹底するよう適宜注意喚起を行っており、必要な意見を述べております。

2. 当社の設立日である平成26年2月3日から平成26年7月31日までの活動状況であります。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額  
32百万円
- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額  
32百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。

また、当社は、理由の如何を問わず、会計監査人の解任または不再任を妥当または相当と認めるときは、監査役会の請求によりまたはその同意を得て、当該会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的といたします。

## 6. 会社の業務の適正を確保するための体制

当社では平成26年2月3日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について決議しております。当社が業務の適正を確保するための体制として決議した事項は、次のとおりであります。

- 1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・コンプライアンス体制にかかる規定を整備するとともに、取締役および使用人（以下「役職員」と言う。）が、法令および定款、または経営理念を遵守した行動をとるための「ウエスコグループ行動憲章」を策定する。
  - ・コンプライアンス体制の徹底を図るため、コンプライアンス室を設置し、グループ会社はコンプライアンス委員会の設置、またはコンプライアンス・リーダーを任命する。これらの体制により、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとする。
  - ・監査室は、コンプライアンス室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。監査結果は、定期的に経営企画会議等に報告することとする。
  - ・社内において組織または個人による違法・不正・反社会的行為が行われた際、役職員は社内窓口または社外の弁護士に直接通報できる体制を整備するとともに、通報者に対して不利益がないことを確保する。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・文書管理に関する規定を整備し、重要な会議の議事録等取締役の職務執行にかかる情報は、同規定の定めるところにより、適切に文書または電磁的媒体により保存・管理を行う。
  - ・取締役、監査役および会計監査人等は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・コンプライアンス、品質、情報セキュリティ又は災害等にかかるリスクについて、それぞれの統括部署を定め組織横断的リスク状況の監視や全社の対応を行う。各担当業務に付随するリスクについては、当該部署にて規定の整備、ガイドラインの制定、研修の実施等を行う。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会は、「取締役会規則」および「職務責任権限規程」を定め、重要事項の決定基準、取締役の職務分掌、権限範囲等を明らかにするとともに、効率的に業務が遂行されるように組織機構を整備する。
  - ・取締役およびグループ各社代表取締役等をメンバーとする経営企画会議を設置して、年度計画等経営上の重要事項について、協議・報告を行う。
- 5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ・経営管理本部を、当社およびグループ会社の内部統制に関する担当部署とし、当社およびグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制

を構築する。

- ・ 監査室は、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長及びグループ会社の社長へ報告し、経営管理本部は必要に応じて内部統制システムの改善を行う。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その人事については、監査役の意見を尊重したうえで行う。
- 7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査役の職務の補助を行う使用人は、監査の補助業務を行うにあたり、取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- 8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 監査役は、取締役会、経営企画会議、その他重要な意思決定会議に出席し、役職員から、重要事項の報告を受けるものとする。また、取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- 9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めがない事項においても役職員および会計監査人に対して報告を求めることができる。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、「未来に残す、自然との共生社会」を企業理念に、人にやさしい未来の建設と地域社会への貢献を使命として、地域社会に密着した総合建設コンサルタントとして、これまで培われてきた高度な技術により環境・地質・地盤・土木・水道等の幅広い分野の設計・調査等の業務を通じて社会資本の整備・充実に寄与しつつ、発展してまいりました。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務および事業活動を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の皆様ご意思に基づき行われるべきものであると考えております。そして、特定の者の大量買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には個々の当社株主の方々の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様において、当該提案が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素に鑑み、当社の企業価値および株主共同の利益にいかなる影響を及ぼすかについて、短期間のうちに適切にご判断いただくことは必ずしも容易でないものと思われまます。従いまして、大量買付けの提案に際しては、当社株主の皆様にご買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間が提供されるべきであり、敢えてそれをせず当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様にご当社株式の売却を事実上強要するもの、当社取締役会において買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等もあり得ます。

特に、当社の企業価値は株主の皆様、取締役のほか従業員、顧客、取引先あるいは地域社会の人々等の様々な関係者に支えられ、生み出されており、当社の主業である総合建設コンサルタント事業は、主に地域社会に密着した公共・公益事業に関する業務を担っております関係上、当社の社会的評価が、企業価値の向上のための非常に重要な要素であると考えます。

これらを実現するため、当社では国・地方自治体等の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の強化はもとより、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する様々な課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設や高度な技術の獲得ならびにそれらを担う人材の確保・育成等を積極的に行っております。これらに加え、社会的評価の向上のため、健全で強固な財務体質の維持は不

不可欠な要素であるとの観点から、財務体質の維持・向上に取り組んでおります。

従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、社会的使命および企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立ち、継続的に当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を維持させて行くことが必要と考えております。

当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらの中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなり、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

さらに、このような者による大規模な買付けに対し、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1) 企業価値向上への取組みについて

当社は、昭和45年の創業以来、地域社会への貢献を使命として、設計・調査業務、測量業務、地質調査業務などを通じて社会資本の整備と充実に寄与してまいりました。

また、これまでの業務実績を通じて培われた顧客等との信頼関係をより一層、強固なものにすべく、地域に密着したきめ細やかな営業活動を実施し、顧客満足度の向上に努めております。

近年では、道路・橋梁・トンネル等の長寿命化を図るためのコンサルティング業務、デジタル航空カメラを活用した地上の画像解析、ハザードマップ作成等の防災関連業務、高性能GPS・カメラ・レーザースキャナを専用車両に搭載したモバイルマッピングシステムによる三次元高精度情報計測技術のコンサルティングサービスなど、当社の持つノウハウを最大限に利用した業務分野に注力しております。

さらに、大規模自然災害への備え、安全・安心な社会づくり、土地・空間の有効活用など、社会資本の整備における様々な課題への対応機能を強化し、地域社会におけるニーズに的確に対応したコンサルティング機能を提供することにより、収益機会の創出に努めております。

また、このような時代の趨勢に即したコンサルティング能力を発揮するため、技術力の向上およびそれを担う高度な専門性を有する技術者の確保・育成は、企業価値向上のために不可欠な事項であると考えます。これらを達成すべく、当社から公的研究機関への技術者の派遣、大学との共同研究、社内研修会等を積極的に実施しております。

尚、当社の新規事業といたしまして、平成22年4月より指定管理者として官民連携事業のひとつである神戸市立須磨海浜水族園の指定管理事業に参入しており、神戸市とのパートナーシップのもと、当社の特色である自然環境分野およびまちづくり分野のノウハウを活かし、同事業に取り組んでおります。

今後も企業理念である「未来に残す、自然との共生社会」の実現に向け、人にやさしい未来の建設と地域社会への貢献を使命として、技術力、創造力、実践力を集結し、統合された組織力で、当社の企業価値および株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

## 2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値を高めるためには、組織体制や監督体制を整備し適切に機能させていくことが重要な課題であると考えております。当社は、平成5年3月大阪証券取引所市場第二部に株式を上場し、所有と経営の権限明確化と経営の透明性向上に取り組んで参りました。意思決定の迅速化を図るため執行役員制度を導入し、取締役がこれを監視監督を図る体制とするとともに、経営責任の明確化と、環境の変化に迅速に対応できる体制の構築のため、取締役の任期は1年としております。また、監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役3名は、取締役会に出席するほか、当社の業務・財産状況に関する調査をはじめ、当社取締役の業務執行について監査を行っております。さらに、「ウエスグループ行動憲章」・「コンプライアンス規則」・「独占禁止法等の違反行為に関与した役員・社員に対する処分規定」・「社内通報制度規定」等を制定し、コンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、法令遵守に努めております。

このように当社経営陣は、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指し、緊張感と責任感を持って、日々の経営に当たっております。

## (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1) 本規則の目的

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するためには、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断しました。具体的には、当社取締役会による事前の同意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）を議決権割合で20%以上取得することを目的とする大量買付けやかかる大量買付けの提案（以下、「大量買付け等」と総称し、大量買付け等を行う者を「大量買付者」といいます。）が行われた場合に、当該大量買付け等にかかる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続を設定することを目的として、本規則を制定いたしました。

大量買付け等が行われた場合に、当社株主の皆様を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があります。そのためには、当社取締役会が当該大量買付け等について迅速かつ誠実な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含みます。）を提供する必要があるものと考えております。ま

た、他方で、大量買付け等が行われた際に、その時点における当社取締役による自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様のご意思を確認するための手続や当社取締役会による対抗措置が発動される場合の手続等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

そこで、本規則においては、大量買付け等が行われた場合に大量買付者や当社取締役会が遵守すべき手続、当社株主の皆様のご意思を確認するための手続等について、客観的かつ具体的に定めることといたしました。なお、当社は、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付けを行う旨の提案や通告を受けているわけではありません。

## 2) 本規則の概要

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

### (本規則の骨子)

本規則は、①規則本文、②大量買付け等に関し、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出すべき情報を例示した「附則1. 情報開示を求める事項」、および③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2. 新株予約権の概要」から構成されています。

規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほか大量買付け等に関する手続、非濫用的買付提案の要件、適正買付提案の要件、大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め、開示情報の使用と検討結果の開示、株主意思確認手続、本新株予約権の株主無償割当ての実施ならびに本規則の廃止、法令の改正等による修正等について定めております。

以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたします。本規則の詳細につきましては、別紙1「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則」をご覧ください。また、本規則を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会に関する概要については別紙2「独立委員会規則の概要」を、具体的な委員の氏名等については別紙3「独立委員会委員の氏名および略歴」をそれぞれご覧ください。

本規則による手続の大まかな流れにつきましては、別紙4「大量買付け等と対抗措置の発動・不発動の決定の流れ」をご覧ください。

(本規則の主要な事項)

①大量買付け等に関する手続

大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会の事前の同意がないままに、大量買付け等を行う場合には、当該大量買付け等の実施に先立って、本規則に定める意向表明書ならびに当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を当社取締役会宛に提出して頂きます。

大量買付者およびそのグループ等から提出された情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者およびそのグループ等においては、当該期限までに、かかる情報および資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会において、当該情報および資料が当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分なものであると判断した場合、当社取締役会は、その旨を公表し、当該公表日を起算日として進行する検討期間（大量買付け等の条件が、現金のみを対象（全額円貨）とし、かつ当社株券等の全てを対象とする公開買付けである場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内とします。）において、大量買付け等が、下記②に定める非濫用的買付提案に該当するか否か、および、下記③に定める適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとします。

当社取締役会が、大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として、本規則附則2.にその概要を規定する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うものとします。

当社は、当社取締役会が、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて下記④に定める株主意思確認手続を行うものとします。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとします。

当社取締役会は、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか否かについて検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問するものとし、また必要に応じ専門家（弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これらに限られません。以下「外部専門家」といいます。）と協議を行うことができるものとし、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとします。また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉し、当社取締役会の代替案を提示することもできるものとします。

なお、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定されるまで、公開買付けを開始し、またはその他の方法による大量買付け等に着手してはならないものとします。

### ②非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいいます。

- (i) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (iii) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (iv) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (v) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (vi) 大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

### ③適正買付提案の要件

- (i) 大量買付け等に係る条件（対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。）が、当社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等の提案（大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後の当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地

球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資すること。

#### ④株主意思の確認

当社取締役会が、大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて当社株主の皆様の意思を確認する手続(以下「株主意思確認手続」といいます。)を実施いたします。

当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

#### ⑤本規則の廃止

本規則は、(1) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点、(2) 当社取締役会の決定により本規則の廃止が決議された時点、(3) 平成26年10月28日開催予定の当社定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点のうち最も早い時点に廃止されます。

また、本規則は、法令の改正等があった場合には、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、当社取締役会において変更または修正を行う場合があります。

### (4) 上記取組みが基本方針に沿い、当社株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本規則は、大量買付提案が行われた場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保するためのものです。

その内容は、当社取締役会が当該大量買付提案について迅速かつ誠実な調査を行ったうえで、当社株主の皆様が必要かつ十分な判断材料を提供すること、その時点における取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者機関である独立委員会に諮問することなど、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するために必要となる手続を予め明確に定めるものです。

## 連結貸借対照表

(平成26年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部         |                   |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,722,796</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>2,361,410</b>  |
| 現金及び預金          | 2,892,037         | 業務未払金           | 342,483           |
| 受取手形及び完成業務未収入金  | 298,731           | リース債務           | 23,296            |
| 有価証券            | 1,251,052         | 未払金             | 792,814           |
| 商品              | 5,437             | 未払法人税等          | 50,911            |
| 未成業務支出金         | 1,351,011         | 未成業務受入金         | 696,364           |
| 販売用不動産          | 90,971            | 受注損失引当金         | 7,583             |
| 原材料及び貯蔵品        | 16,747            | 資産除去債務          | 1,595             |
| 繰延税金資産          | 336,668           | その他             | 446,361           |
| 金銭の信託           | 2,300,061         | <b>固定負債</b>     | <b>735,206</b>    |
| その他             | 187,826           | リース債務           | 33,035            |
| 貸倒引当金           | △7,748            | 訴訟損失引当金         | 502,015           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,726,679</b>  | 繰延税金負債          | 107,710           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,394,132</b>  | 資産除去債務          | 48,090            |
| 建物及び構築物         | 1,310,824         | その他             | 44,354            |
| 機械装置及び運搬具       | 25,111            | <b>負債合計</b>     | <b>3,096,617</b>  |
| 土地              | 1,816,766         | <b>純資産の部</b>    |                   |
| リース資産           | 52,118            | <b>株主資本</b>     | <b>11,154,666</b> |
| 建設仮勘定           | 5,211             | 資本金             | 400,000           |
| その他             | 184,098           | 資本剰余金           | 9,802,380         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>57,172</b>     | 利益剰余金           | 1,629,895         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,275,374</b>  | 自己株式            | △677,609          |
| 投資有価証券          | 2,127,817         | その他の包括利益累計額     | 198,191           |
| 繰延税金資産          | 17,417            | その他有価証券評価差額金    | 198,191           |
| その他             | 148,083           | <b>純資産合計</b>    | <b>11,352,857</b> |
| 貸倒引当金           | △17,945           | <b>負債・純資産合計</b> | <b>14,449,475</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>14,449,475</b> |                 |                   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

（自 平成25年 8 月 1 日）  
（至 平成26年 7 月 31 日）

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額      | 額          |
|-----------------------------|----------|------------|
| 売 上 高                       |          | 10,104,603 |
| 売 上 原 価                     |          | 7,316,776  |
| 売 上 総 利 益                   |          | 2,787,826  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         |          | 1,834,796  |
| 営 業 利 益                     |          | 953,030    |
| 営 業 外 収 益                   |          |            |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金           | 36,724   |            |
| そ の 他                       | 108,620  | 145,344    |
| 営 業 外 費 用                   |          |            |
| そ の 他                       | 65,896   | 65,896     |
| 経 常 利 益                     |          | 1,032,478  |
| 特 別 利 益                     |          |            |
| 固 定 資 産 売 却 益               | 766      | 766        |
| 特 別 損 失                     |          |            |
| 訴 訟 損 失 引 当 金 繰 入 額         | 502,015  | 502,015    |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益       |          | 531,230    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 76,961   |            |
| 法 人 税 等 調 整 額               | △335,529 | △258,568   |
| 少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 |          | 789,798    |
| 当 期 純 利 益                   |          | 789,798    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（自 平成25年8月1日）  
（至 平成26年7月31日）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本    |           |            |          | 株 主 資 本 合 計 |
|---------------------------|------------|-----------|------------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  |             |
| 平成25年8月1日残高               | 3,282,648  | 4,139,404 | 3,630,316  | △597,136 | 10,455,232  |
| 連結会計年度中の変動額               |            |           |            |          |             |
| 剰余金の配当                    | -          | -         | △90,215    | -        | △90,215     |
| 当期純利益                     | -          | -         | 789,798    | -        | 789,798     |
| 自己株式の取得                   | -          | -         | -          | △161     | △161        |
| 自己株式の処分                   | -          | 2         | -          | 10       | 12          |
| 株式移転による増減                 | △2,882,648 | 5,662,973 | △2,700,003 | △80,321  | -           |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | -          | -         | -          | -        | -           |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △2,882,648 | 5,662,975 | △2,000,420 | △80,473  | 699,433     |
| 平成26年7月31日残高              | 400,000    | 9,802,380 | 1,629,895  | △677,609 | 11,154,666  |

|                           | その他の包括利益累計額      |                   | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------|------------------|-------------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 平成25年8月1日残高               | 106,323          | 106,323           | 10,561,556 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                    | -                | -                 | △90,215    |
| 当期純利益                     | -                | -                 | 789,798    |
| 自己株式の取得                   | -                | -                 | △161       |
| 自己株式の処分                   | -                | -                 | 12         |
| 株式移転による増減                 | -                | -                 | -          |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 91,867           | 91,867            | 91,867     |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 91,867           | 91,867            | 791,301    |
| 平成26年7月31日残高              | 198,191          | 198,191           | 11,352,857 |

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社ウエスコ、株式会社エヌ・シー・ピー、株式会社NCPサプライ、株式会社ウエスコ住販、株式会社西日本技術コンサルタント、および株式会社アイコン

非連結子会社の状況 非連結子会社はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当の会社はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### イ) 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

##### ロ) たな卸資産

未成業務支出金 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

販売用不動産 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

その他 最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### イ) 有形固定資産

定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

(リース資産を除く)

建物及び構築物 35~39年

##### ロ) 無形固定資産

ソフトウェア(社内利用のソフトウェア)

(リース資産を除く)

見込利用可能期間(5年)に基づく定額法

その他 定額法

- |                 |                                                                                     |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) リース資産       | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法                             |
| (4) 重要な引当金の計上方法 |                                                                                     |
| イ) 貸倒引当金        | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ロ) 受注損失引当金      | 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。                               |
| ハ) 訴訟損失引当金      | 係争中の訴訟に係る損失に備えるため、その経過等の状況に基づき負担見込額を計上しております。                                       |
| (5) 消費税等の会計処理   | 税抜方式によっております。                                                                       |

(連結貸借対照表関係)

- |                                         |             |
|-----------------------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                       | 5,071,328千円 |
| 2. 担保に供している資産                           |             |
| 建物及び構築物                                 | 233,371千円   |
| 土地                                      | 155,419千円   |
| 上記資産に銀行取引に係る根抵当権が設定されていますが、担保付債務はありません。 |             |

(連結株主資本等変動計算書関係)

- |                                                                                                           |      |             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|
| 1. 発行済株式の総数                                                                                               | 普通株式 | 17,724,297株 |
| 2. 配当金支払額                                                                                                 |      |             |
| 当社は平成26年2月3日に単独株式移転により設立された完全親会社であるため、配当金の支払額は、完全子会社である株式会社ウエスコの平成25年10月25日開催の第44回定時株主総会において決議された金額であります。 |      |             |
| (イ) 配当金総額                                                                                                 |      | 90,215千円    |
| (ロ) 1株当たり配当額                                                                                              |      | 6円          |
| (ハ) 基準日                                                                                                   |      | 平成25年7月31日  |
| (ニ) 効力発生日                                                                                                 |      | 平成25年10月28日 |
| 3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの                                                             |      |             |
| 平成26年10月28日開催の第1回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。                                                                 |      |             |
| (イ) 配当金総額                                                                                                 |      | 124,067千円   |
| (ロ) 配当金の原資                                                                                                |      | 利益剰余金       |
| (ハ) 1株当たり配当額                                                                                              |      | 7円          |
| (ニ) 基準日                                                                                                   |      | 平成26年7月31日  |
| (ホ) 効力発生日                                                                                                 |      | 平成26年10月29日 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |              |
|--------------|--------------|
| 繰延税金資産 (流動)  |              |
| たな卸資産        | 626,914千円    |
| 建物           | 8,040千円      |
| 未払金          | 225,990千円    |
| 未払事業税        | 1,939千円      |
| 受注損失引当金      | 2,789千円      |
| 繰越欠損金        | 86,549千円     |
| その他          | 5,188千円      |
| 小計           | 957,414千円    |
| 評価性引当額       | △620,041千円   |
| 合計           | 337,372千円    |
| 繰延税金負債 (流動)  |              |
| その他有価証券評価差額金 | △704千円       |
| 合計           | △704千円       |
| 繰延税金資産 (固定)  |              |
| 繰越欠損金        | 195,822千円    |
| 建物           | 54,000千円     |
| 土地           | 667,265千円    |
| 投資有価証券       | 183千円        |
| 貸倒引当金        | 6,341千円      |
| 長期末払金        | 10,955千円     |
| 訴訟損失引当金      | 184,691千円    |
| 資産除去債務       | 18,210千円     |
| その他          | 8,864千円      |
| 小計           | 1,146,335千円  |
| 評価性引当額       | △1,115,512千円 |
| 合計           | 30,823千円     |
| 繰延税金負債 (固定)  |              |
| その他有価証券評価差額金 | △115,404千円   |
| 資産計上除去費用     | △5,710千円     |
| 合計           | △121,115千円   |
| 繰延税金資産の純額    | 246,375千円    |

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の科目に含まれています。

|      |        |           |
|------|--------|-----------|
| 流動資産 | 繰延税金資産 | 336,668千円 |
| 固定資産 | 繰延税金資産 | 17,417千円  |
| 固定負債 | 繰延税金負債 | 107,710千円 |

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率            | 37.8%  |
| (調整)              |        |
| 評価性引当額            | △97.2% |
| 住民税均等割            | 9.9%   |
| 永久に損金に算入されない項目    | 1.4%   |
| 永久に益金に算入されない項目    | △0.4%  |
| その他               | △0.1%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | △48.6% |

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。

以上のことより、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率を変更しております。

これによる繰延税金資産等の金額に与える影響は軽微であります。

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

##### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

受取手形及び完成業務未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券および投資有価証券、金銭の信託は、主に株式およびC P、合同運用指定金銭の信託等であり、純投資目的および事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。

業務未払金および未払金は、ほとんど1年以内に決済されるものであります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスクの管理

受取手形及び完成業務未収入金に係る取引先の信用リスクは、連結子会社においては、受託業務管理規程に従い、支社別・取引先別に期日管理および残高を管理することにより、信用リスク低減に努めております。有価証券の発行体の信用リスクに関しましては、連結子会社であります株式会社ウエスコにおいて、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

###### ② 市場リスクの管理

有価証券および投資有価証券、金銭の信託につきましては、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

###### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、経営管理本部経理課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関からの借入枠を拡大・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|                    | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価 (千円)   | 差額 (千円) |
|--------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 現金及び預金         | 2,892,037          | 2,892,037 | —       |
| (2) 受取手形及び完成業務未収入金 | 298,731            | 298,731   | —       |
| (3) 有価証券および投資有価証券  | 3,270,880          | 3,270,880 | —       |
| (4) 金銭の信託          | 2,300,061          | 2,300,061 | —       |
| 資産計                | 8,761,710          | 8,761,710 | —       |
| (1) 業務未払金          | 342,483            | 342,483   | —       |
| (2) 未払金            | 792,814            | 792,814   | —       |
| 負債計                | 1,135,297          | 1,135,297 | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。CP等は短期間で償還されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

契約期間が短期で預金と同様の性格を有するため当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 業務未払金、(2) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 有価証券および投資有価証券」には含まれておりません。

| 区 | 分         | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) |
|---|-----------|--------------------|
| ① | 非上場株式(※1) | 107,990            |
| 合 | 計         | 107,990            |

(※1) 非上場株式については、市場性がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社グループは、総合設立型の厚生年金基金制度に加入しております。

2. 退職給付費用に関する事項

退職給付費用（確定拠出年金制度） 111,265千円

3. 厚生年金基金に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成25年3月31日現在）

|                           | 全国測量業<br>厚生年金基金 | 全国地質調査業<br>厚生年金基金 |
|---------------------------|-----------------|-------------------|
| 年金資産の額                    | 159,598,347千円   | 65,442,802千円      |
| 年金債務の額（責任準備金＋未償却過去勤務債務残高） | 172,428,618千円   | 76,560,321千円      |
| 差引額                       | △12,830,271千円   | △11,117,519千円     |

|                           | 全国測量業<br>厚生年金基金 | 全国地質調査業<br>厚生年金基金 |
|---------------------------|-----------------|-------------------|
| (2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 | 2.18%           | 0.19%             |

(3) 補足説明

全国測量業厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金債務の額（責任準備金＋未償却過去勤務債務残高）8,410,817千円及び当年度不足金等4,419,453千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。

全国地質調査業厚生年金基金

上記(1)の差引額の主な要因は、年金債務の額（責任準備金＋未償却過去勤務債務残高）5,558,759千円及び当年度不足金等5,558,759千円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間20年の元利均等償却であります。

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

1. 取引の概要

平成25年9月13日開催の株式会社ウエスコ取締役会および平成25年10月25日開催の株式会社ウエスコ第44期定時株主総会において、単独株式移転により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社ウエスコホールディングス」（以下「持株会社」といいます。）を設立することを決議し、平成26年2月3日に設立いたしました。

(1) 結合当時企業の名称および事業の内容

名称：株式会社ウエスコ

事業の内容：設計・調査、測量、地質調査等に関する総合建設コンサルタント事業

(2) 企業結合日

平成26年2月3日

(3) 企業結合の法的形式

単独株式移転による持株会社設立

(4) 結合後企業の名称

株式会社ウエスコホールディングス

(5) 企業結合の目的

株式会社ウエスコは、昭和45年の創業以来、「未来に残す、自然との共生社会」という企業理念のもと、設計・調査、測量、地質調査等に関する総合建設コンサルタント事業に注力して参りました。また、株式会社ウエスコの子会社におきましては、様々な技術力、ノウハウを活用した複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業、指定管理事業等を展開しており、当社グループ全体として企業価値の向上を目指し、営業基盤の強化、技術力・品質の向上および生産効率の向上に努めてまいりました。しかしながら、当社グループを取り巻く環境におきましては、業者間の価格競争などの影響により、引き続き非常に厳しい事業環境にて推移しております。このような事業環境に鑑み、以下の目的のため、持株会社制へ移行するとともに、株式会社ウエスコの完全子会社5社（株式会社エヌ・シー・ビー、株式会社NCPサプライ、株式会社ウエスコ住販、株式会社西日本技術コンサルタント、株式会社アイコン）の株式全てを現物配当により取得しております。

①事業会社の業務の効率化と成長

各事業会社がそれぞれの責任と権限のもとで事業に専念することにより、業務の効率化と持続的な成長を図ります。

②グループの経営体制の強化

持株会社制導入により、持株会社がグループ全体の経営戦略の立案機能および各事業会社への指導・監視機能を担うことで、グループ全体の戦略的かつ機動的な意思決定および経営資源の効果的な配分を行うための機能を強化できると考えております。

③グループのガバナンスの強化

グループ全体の企業価値を向上させるべくガバナンスの強化を推進し、中立的な観点での事業評価、監査等を実施することにより、精度の高い事業計画を策定できると考えております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(1株当たり情報)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 755円07銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 52円52銭  |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(その他)

訴訟の判決及びその控訴

平成19年2月22日付にて、当社の完全子会社である株式会社ウエスコおよび施工者を被告として、次の内容による損害賠償請求訴訟の提起を受けておりましたが、平成26年3月28日に京都地方裁判所より（判決書の送達を受けた日 平成26年3月31日）、被告は連帯して、損害賠償金548,732千円およびこれに対する遅延損害金（平成9年9月1日から支払済みまで年5分の割合による金員）の支払いを命じる判決を受けました。

①訴訟の原因および訴訟の内容

株式会社ウエスコが調査・設計・施工管理を行い、京都府相楽郡和東町に建設された「相楽東部クリーンセンター」において、地すべりにより擁壁等に亀裂などが生じ、擁壁崩落の危険性が高まったので根本的修復工事が行われました。本訴訟は、修復工事に至った要因は設計者および施工者の委託契約違反ないし不法行為にあるとして、株式会社ウエスコおよび施工者に対し修復に要した費用等の支払いを求められたものであります。

②訴訟を提起した者

氏名 相楽東部広域連合（旧相楽郡東部じんかい処理組合）

住所 京都府相楽郡和東町大字下島尾小字雨提18番地の1

③損害賠償請求額

株式会社ウエスコおよび施工者に対する損害賠償請求額は、対策工事費用等 548,732千円および付帯する年5%の割合による利息であります。

株式会社ウエスコは、当該判決を不服として、平成26年4月10日に大阪高等裁判所へ控訴しております。

なお、株式会社ウエスコは、京都地方裁判所の第一審判決どおりに確定した場合に備え、訴訟損失引当金502,015千円を計上しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成26年 9月10日

株式会社ウエスコホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合弘泰 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウエスコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 貸借対照表

(平成26年7月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |            | 負 債 の 部  |            |
|----------|------------|----------|------------|
| 科 目      | 金 額        | 科 目      | 金 額        |
| 流動資産     | 308,456    | 流動負債     | 119,087    |
| 現金及び預金   | 253,496    | 短期借入金    | 100,000    |
| 前払費用     | 213        | 未払金      | 15,527     |
| その他      | 54,746     | 未払費用     | 2,036      |
| 固定資産     | 10,202,757 | 未払法人税等   | 520        |
| 投資その他の資産 | 10,202,757 | その他      | 1,002      |
| 関係会社株式   | 10,202,377 | 負債合計     | 119,087    |
| その他      | 380        | 純資産の部    |            |
| 資産合計     | 10,511,214 | 株主資本     | 10,392,126 |
|          |            | 資本金      | 400,000    |
|          |            | 資本剰余金    | 9,802,380  |
|          |            | その他資本剰余金 | 9,802,380  |
|          |            | 利益剰余金    | 189,842    |
|          |            | その他利益剰余金 | 189,842    |
|          |            | 繰越利益剰余金  | 189,842    |
|          |            | 自己株式     | △96        |
|          |            | 純資産合計    | 10,392,126 |
|          |            | 負債・純資産合計 | 10,511,214 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 自 平成26年 2 月 3 日  
至 平成26年 7 月 31 日 )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |         |
|-------------------------|---------|---------|
| 営 業 収 益                 |         |         |
| 受 取 配 当 金               | 265,864 |         |
| 経 営 指 導 料               | 25,002  | 290,866 |
| 営 業 費 用                 |         |         |
| 一 般 管 理 費               | 93,914  | 93,914  |
| 営 業 利 益                 |         | 196,952 |
| 営 業 外 費 用               |         |         |
| 支 払 利 息                 | 63      |         |
| 創 立 費 償 却               | 6,521   |         |
| そ の 他                   | 3       | 6,588   |
| 経 常 利 益                 |         | 190,363 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 190,363 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 520     | 520     |
| 当 期 純 利 益               |         | 189,842 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

（自 平成26年2月3日）  
（至 平成26年7月31日）

(単位：千円)

|              | 株 主 資 本 |                 |                 |         |            |
|--------------|---------|-----------------|-----------------|---------|------------|
|              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金       | 利 益 剰 余 金       | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 計  |
|              |         | そ の 他 資 本 剰 余 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |         |            |
|              |         | 繰 越 利 益 剰 余 金   |                 |         |            |
| 平成26年2月3日残高  | -       | -               | -               | -       | -          |
| 事業年度中の変動額    |         |                 |                 |         |            |
| 株式移転による増加    | 400,000 | 9,802,377       | -               | -       | 10,202,377 |
| 当期純利益        | -       | -               | 189,842         | -       | 189,842    |
| 自己株式の取得      | -       | -               | -               | △106    | △106       |
| 自己株式の処分      | -       | 2               | -               | 10      | 12         |
| 事業年度中の変動額合計  | 400,000 | 9,802,380       | 189,842         | △96     | 10,392,126 |
| 平成26年7月31日残高 | 400,000 | 9,802,380       | 189,842         | △96     | 10,392,126 |

|              | 純 資 産 合 計  |
|--------------|------------|
| 平成26年2月3日残高  | -          |
| 事業年度中の変動額    |            |
| 株式移転による増加    | 10,202,377 |
| 当期純利益        | 189,842    |
| 自己株式の取得      | △106       |
| 自己株式の処分      | 12         |
| 事業年度中の変動額合計  | 10,392,126 |
| 平成26年7月31日残高 | 10,392,126 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
2. 繰延資産の処理方法 創立費は、支出時に全額費用処理しております。
3. 消費税等の会計処理方法 税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する短期金銭債務 101,107千円

(損益計算書関係)

関係会社との取引高  
営業収益 290,866千円  
営業費用 2,188千円  
営業取引以外の取引高 63千円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の数  
普通株式 410株

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産 (流動)

|        |        |
|--------|--------|
| 未払金    | 900千円  |
| 小計     | 900千円  |
| 評価性引当額 | △900千円 |
| 合計     | －千円    |

繰延税金資産 (固定)

|           |            |
|-----------|------------|
| 繰越欠損金     | 21,525千円   |
| 関係会社株式    | 272,336千円  |
| その他       | 75千円       |
| 小計        | 293,937千円  |
| 評価性引当額    | △293,937千円 |
| 合計        | －千円        |
| 繰延税金資産の純額 | －千円        |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

|                   |        |
|-------------------|--------|
| 法定実効税率            | 37.8%  |
| (調整)              |        |
| 評価性引当額            | 11.8%  |
| 住民税均等割            | 0.3%   |
| 永久に損金に算入されない項目    | 2.4%   |
| 永久に益金に算入されない項目    | △52.7% |
| その他               | 0.7%   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 0.3%   |

(関連当事者との取引)

子会社等

| 属性  | 名称    | 議決権<br>所有割合  | 関係内容     |                               | 取引の内容                                      | 取引金額<br>(千円) |         | 科目    | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------|--------------|----------|-------------------------------|--------------------------------------------|--------------|---------|-------|--------------|
|     |       |              | 役員<br>兼任 | 事業<br>上の<br>関係                |                                            |              |         |       |              |
| 子会社 | ㈱ウエスコ | 所有<br>直接100% | 兼任3名     | 役員<br>の兼任<br>経営指<br>導金の<br>借入 | 経営指導料の受取<br>(注)1<br>資金の借入(注)2<br>利息の支払(注)3 | 経営指導料        | 19,536  | -     | -            |
|     |       |              |          |                               |                                            | 新規借入額        | 100,000 | 短期借入金 | 100,000      |
|     |       |              |          |                               |                                            | 利息の支払        | 63      | -     | -            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 経営指導料については、契約条件により決定しております。

2. 当社は、当期において単独株式移転により新設された会社であるため、当面の運転資金として資金の借入を行っております。

3. 資金の借入については市場金利を勘案して決定しております。

(1株当たり情報)

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額  | 586円33銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 10円71銭  |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年9月10日

株式会社ウエスコホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合弘泰 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウエスコホールディングスの平成26年2月3日から平成26年7月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年2月3日から平成26年7月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年9月12日

株式会社ウエスコホールディングス監査役会

常勤監査役 倉本 英雄 ㊟

社外監査役 福原 一義 ㊟

社外監査役 宮崎 栄一 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

第1期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境等を勘案するとともに、安定配当の維持および内部留保の充実に意を用い、次のとおりとさせていただきますと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭とさせていただきます。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
1株につき金7円（総額124,067,209円）といたしたいと存じます。  
これにより、通期の配当は1株につき7円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日（期末配当の支払開始日）  
平成26年10月29日といたしたいと存じます。

#### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンス強化のための社外取締役1名の増員を含め、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者の番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|--------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1      | やまじ ひろし<br>山 地 弘<br>(昭和20年5月21日生)    | 平成3年4月 株式会社ウエスコ入社<br>平成3年6月 同社取締役<br>平成5年6月 同社常務取締役<br>平成6年8月 同社専務取締役<br>平成7年6月 同社代表取締役社長<br>平成26年2月 当社代表取締役社長（現在）                                                                                                                                            | 75,600株     |
| 2      | まつばら としなお<br>松 原 利 直<br>(昭和28年7月4日生) | 平成6年4月 株式会社ウエスコ入社<br>平成11年8月 同社島根支社浜田支店長<br>平成14年8月 同社島根支社長<br>平成17年10月 同社執行役員島根支社長<br>平成22年10月 同社取締役執行役員島根支社長<br>平成23年4月 同社取締役執行役員岡山支社長兼事業部統括部長<br>平成24年4月 同社取締役執行役員岡山支社長兼技術推進本部長<br>平成24年10月 同社代表取締役副社長兼技術推進本部長<br>平成26年2月 当社取締役（現在）<br>株式会社ウエスコ代表取締役社長（現在） | 11,656株     |

| 候補者の番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|--------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3      | すなみ てるゆき<br>角 南 輝 行<br>(昭和31年3月21日生)  | 昭和53年4月 株式会社ウエスコ入社<br>平成14年8月 同社兵庫支社副支社長<br>平成20年8月 同社執行役員事業部統括部長<br>平成21年8月 同社執行役員岡山支社長兼事業部統括部長<br>平成21年10月 同社取締役執行役員岡山支社長兼事業部統括部長<br>平成23年4月 同社取締役執行役員関西支社長<br>平成26年2月 当社取締役(現在)<br>平成26年8月 株式会社ウエスコ取締役執行役員関西支社長兼業務推進本部長(現在)                | 18,565株     |
| 4      | おおくら かずお<br>大 倉 一 夫<br>(昭和31年6月8日生)   | 昭和56年4月 株式会社ウエスコ入社<br>平成11年8月 同社事業本部都市計画部長<br>平成16年8月 同社兵庫支社技術部長<br>平成23年4月 同社執行役員業務推進本部業務推進室長兼技術推進本部技術推進室長<br>平成24年4月 同社執行役員管理本部長兼業務推進本部長<br>平成24年10月 同社取締役執行役員管理本部長兼業務推進本部長<br>平成26年2月 当社取締役経営管理本部長(現在)<br>平成26年8月 株式会社ウエスコ取締役執行役員管理本部長(現在) | 7,176株      |
| 5      | ふくはら かずよし<br>福 原 一 義<br>(昭和24年9月27日生) | 昭和52年3月 公認会計士登録(現在)<br>昭和59年12月 税理士登録(現在)<br>平成元年6月 株式会社ウエスコ社外監査役<br>平成13年11月 福原一義公認会計士事務所 所長(現在)<br>平成16年10月 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員(現在)<br>平成17年11月 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役(現在)<br>平成26年2月 当社社外監査役(現在)                                           | 10,296株     |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 福原一義氏は、同氏に係る本議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終結の時をもって当社監査役を辞任により退任する予定であります。
3. 福原一義氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、同氏は現在、当社の社外監査役(本総会終結の時をもって監査役就任8か月)であり、同取引所に対し独立役員として届出をしております。
4. 福原一義氏は、財務および会計に関する高度な専門知識を有しており、長年にわたる公認会計士としての職歴を通じて、その豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただけると判断しております。さらに、当社の社外監査役として適切な監査を遂行していただいた経験をもとに、社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただけるものと判断して選任をお願いするものであります。
5. 福原一義氏が取締役に選任され就任した場合、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

第2号議案（取締役5名選任の件）の承認可決を条件として、監査役 福原一義氏は、本総会終結の時をもって、監査役を辞任により退任いたします。

つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                            | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ありさわ かずひさ<br>有 澤 和 久<br>(昭和37年3月16日生) | 平成元年8月 サンワ・等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所<br>平成5年8月 公認会計士登録（現在）<br>平成22年12月 税理士登録（現在）<br>平成23年1月 有澤会計事務所 所長（現在） | —株          |

(注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 有澤和久氏は社外監査役候補者であります。

3. 有澤和久氏を社外監査役候補者とした理由は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を有するとともに、当社経営陣から独立した立場にあることから、社外監査役として当社取締役の職務の執行に対する監督ならびに適切な助言、提言をしていただけると判断して選任をお願いするものであります。

4. 有澤和久氏が監査役に就任することとなった場合、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。また、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者の番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|--------|--------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1      | いぐち みつひろ<br>井口 光宏<br>(昭和29年12月31日生)  | 昭和56年11月 株式会社ウエスコ入社<br>平成16年8月 同社地理情報事業部長<br>平成20年4月 同社執行役員地理情報事業部長<br>平成23年8月 同社執行役員事業部統括部長兼地理情報事業部長<br>平成26年8月 同社執行役員技術推進副本部長兼地理情報事業部長(現在)                                                              | 4,260株      |
| 2      | とりごえ さだしげ<br>鳥越 貞成<br>(昭和45年10月26日生) | 平成6年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所<br>平成12年4月 公認会計士登録(現在)<br>平成15年12月 税理士登録(現在)<br>平成18年4月 株式会社暮らしのデザイン代表取締役<br>平成20年9月 鳥越税務・会計事務所 所長(現在)<br>平成25年1月 47株式会社監査役(現在)<br>平成26年5月 岡山県事業引継ぎ支援センター サブマネージャー(現在) | 一株          |

(注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 井口光宏氏は、社外監査役以外の監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

3. 鳥越貞成氏は、社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

4. 鳥越貞成氏は、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を有し、企業経営を通じて培われた高い見識を有するとともに、当社経営陣から独立した立場にあることから、社外監査役として当社取締役の職務の執行に対する監督ならびに適切な助言、提言をしていただけると判断して選任をお願いするものであります。

5. 鳥越貞成氏が監査役に就任することとなった場合、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額といたします。

## 第5号議案 買収防衛策のための株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会に対する委任（買収防衛策の継続）の件

当社は、平成26年2月3日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則」（以下「現規則」といいます。）の導入について決議いたしました。

現規則の有効期限は平成26年10月28日開催予定の当社第1回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとしておりますが、当社では、社会・経済情勢の変化や、買収防衛策をめぐる諸々の動向等踏まえ、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、買収防衛策の在り方や現規則の継続の是非について引続き検討を進めてまいりました。その結果、当社取締役会は、現規則を継続することが当初の導入の目的に沿うものと判断し、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現規則を一部改定のうち、「当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）」（以下継続後の規則を「本規則」といいます。）を継続することを決議いたしました。なお、現規則からの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に大きな変更はございません。

つきましては、当社定款に基づき本規則に記載した条件に従い買収防衛策のための株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務および事業活動を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものであると考えております。

そして、特定の者の大量買付けに応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には個々の当社株主の方々の判断に委ねられるべきものだと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様において、当該提案が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素に鑑み、当社の企業価値および株主共同の利益にいかなる影響を及ぼすかについて、短期間のうちに適切にご判断いただくことは必ずしも容易でないものと思われま。従いまして、大量買付けの提案に際しては、当社株主の皆様を買収の

提案の内容を検討するための十分な情報や時間が提供されるべきであり、敢えてそれをせずに当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するもの、当社取締役会において買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等もあり得ます。

特に、当社の企業価値は、株主の皆様、取締役のほか従業員、顧客、取引先あるいは地域社会の人々等の様々な関係者に支えられ、生み出されております。

また、当社グループにおいては、これまで、総合建設コンサルタント事業により培った技術力やノウハウを活かし、「社会インフラ」、「生活環境」、「情報サービス」、「健康」などに関する分野を通じて地域社会に貢献しています。

当社グループの主業である総合建設コンサルタント事業は、主に地域社会に密着した公共・公益事業に関する業務を担っております関係上、当社の社会的評価が企業価値の向上のための非常に重要な要素であると考えます。

また、これらを踏まえ、当社グループでは、社会的評価の向上のため、国・地方自治体等の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の強化はもとより、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する諸問題に取り組むとともに、それらを担う人材の確保・育成等を積極的に行っております。

これらに加え、健全で強固な財務体質の維持は、社会的評価の向上のために不可欠な要素であるとの観点から、財務体質の維持・向上に取り組んでおります。

従いまして、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、社会的使命および企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立ち、継続的に当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を維持させて行くことが必要と考えております。

当社の企業価値の源泉を理解したうえで、これらを中長期的に確保し、向上させることができなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなり、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

さらに、このような者による大規模な買付けに対し、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 企業価値向上への取組みについて

当社グループは、総合建設コンサルタント事業を営む株式会社ウエスコを中心とした事業会社6社にて、複写製本事業、不動産事業、スポーツ施設運営事業、指定管理事業等の幅広い事業を展開しております。

これまで、当社グループは一丸となり、多様化・高度化する顧客ニーズに対応すべく技術力、品質ならびにサービスレベルの向上に努めてまいりました。

さらに、業務実績を通じて培われた顧客等との信頼関係をより一層、強固なものにすべく、地域に密着したきめ細やかな営業活動ならびに充実したサポートを実施し、顧客満足度の向上に努めております。

当社グループの主力事業であります総合建設コンサルタント事業は、株式会社ウエスコ、株式会社西日本技術コンサルタント、株式会社アイコンの3社にて構成されております。これらの3社は、公共事業における各種測量・調査・設計業務に加え、それぞれの得意分野に注力することにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

株式会社ウエスコは、「未来に残す、自然との共生社会」を企業理念に、人にやさしい未来の建設と地域社会への貢献を使命として、環境・地質・地盤・土木・水道等の幅広い分野の設計・調査等の業務を通じて社会インフラの整備・充実に寄与してまいりました。

近年では、道路・橋梁・トンネル等の長寿命化を図るためのコンサルティング業務、デジタル航空カメラを活用した地上の画像解析、防災関連業務、三次元高精度情報計測技術のコンサルティングサービスなどにより、同社の持つノウハウを最大限に利用した業務分野に注力してまいりました。

次に、株式会社西日本技術コンサルタントは、飲料水から排水、産業廃棄物、土壌、地下水などの分析および大気、振動・騒音、臭気等の測定ならびに環境コンサルティングに至るまでの総合的なサービスを行ってまいりました。

また、株式会社アイコンは、豊富な測量業務の実績によって培われた信頼を背景に、低コスト・高品質の成果と地域に密着したサービスを提供してまいりました。

複写製本事業におきましては、紙メディアのスキャニング業務、スキャニングデータをイメージ化する電子ファイリング業務に加え、3Dプリンターの機器販売およびスキャナーによる三次元データの作成・編集加工業務等を積極的に営業展開し、競合他社との差別化を図ってまいりました。

不動産事業におきましては、所有の住宅用土地の販売を推進するため、地元のハウズビルダーおよび大手住宅メーカーとの連携を行い、様々なイベントを開催し、販路の拡大を行ってまいりました。

スポーツ施設運営事業におきましては、職員と初心者会員とのコミュニケーションを重視した、きめ細やかなサービスの提供を行ってまいりました。

また、健康志向の会員に向けたウェア、サプリメントなどの販売を行うことにより、顧客満足度の向上を図りつつ、企業向けの生活習慣病対策講習、公的施設での高齢者健康維持対策講習などのイベントを継続的に開催しております。

指定管理事業におきましては、神戸市とのパートナーシップのもと、当社グループが持つ環境・地域計画等の技術、ノウハウ等を最大限に融合し、観光施設・社会教育施設として付加価値の高い水族館の運営に努めてまいりました。

以上の各事業における時代の趨勢に即したコンサルティング能力を発揮するため、技術力の向上およびそれを担う高度な専門性を有する技術者の確保・育成は、企業価値向上のために不可欠な事項であると考えます。

今後とも、当社グループの持つ技術力、創造力、実践力を集結し、統合された組織力で、当社の企業価値および株主共同の利益の一層の向上に努めてまいります。

## 2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、企業価値を高めるためには、当社グループ全体でコーポレート・ガバナンスを充実させ、組織体制や監督体制を整備し適切に機能させていくことが重要な課題であると考えております。

当社は、純粋持株会社としてグループ会社の経営の支配、指導、管理を行っており、業務執行における責任と権限を事業会社である子会社に委譲しておりますが、グループの経営方針および経営戦略に関する事項、重要な買収・合併等に関する事項等、グループ全体に影響する可能性がある経営上の重要事項については、当社取締役会の事前承認を要することとしています。

また、当社取締役、当社コンプライアンス室長ならびに各グループ会社社長にて構成する経営企画会議を定期的開催し、コンプライアンス事象の情報共有と経営上のリスクに対する検討等を実施しております。

なお、環境の変化に迅速に対応できる体制の構築のため、取締役の任期は1年としております。監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されており、監査役3名は、取締役会に出席するほか、当社の業務・財産状況に関する調査をはじめ、当社取締役の業務執行について監査を行っております。

さらに、「ウエスコグループ行動憲章」を定め、これに基づいて「コンプライアンス規則」、「個人情報保護方針」、「社内通報制度規定」、「IT基本方針」等を制定し、グループ会社を統制するとともに、コンプライアンス委員会を定期的開催するなど、法令遵守に努めております。

このように当社経営陣は、当社の企業価値および株主共同の利益の最大化を目指し、緊張感と責任感を持って、日々の経営に当たっております。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

### 1. 本規則の目的

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付けを抑止するためには、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断しました。具体的には、当社取締役会による事前の同意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社株券等」といいます。）を議決権割合で20%以上取得することを目的とする大量買付けやかかる大量買付けの提案（以下、「大量買付け等」と総称し、大量買付け等を行う者を「大量買付者」といいます。）が行われた場合に、当該大量買付け等にかかる対応を行うべきかについて、公正で透明性の高い手続を設定することを目的として、本規則を制定いたしました。

大量買付け等が行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があります。そのためには、当社取締役会が当該大量買付け等に

ついて迅速かつ誠実な調査を行ったうえで、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含みます。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付け等が行われた際に、その時点における当社取締役による自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様の意思を確認するための手続や当社取締役会による対抗措置が発動される場合の手続等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

そこで、本規則においては、大量買付け等が行われた場合に大量買付者や当社取締役会が遵守すべき手続、当社株主の皆様方の意思を確認するための手続等について、客観的かつ具体的に定めることといたしました。なお、当社は、現時点において、特定の第三者から当社株券等の大量買付けを行う旨の提案や通告を受けているわけではありません。

## 2. 本規則の概要

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

### (1) 本規則の骨子

本規則は、①規則本文、②大量買付け等に際し、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出すべき情報を例示した「附則1. 情報開示を求める事項」、および③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2. 新株予約権の概要」から構成されています。

規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほか大量買付け等に関する手続、非濫用的買付提案の要件、適正買付提案の要件、大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め、開示情報の使用と検討結果の開示、株主意思確認手続、本新株予約権の株主無償割当ての実施ならびに本規則の廃止、法令の改正等による修正等について定めております。

以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたします。本規則の詳細につきましては、別紙1「株式会社ウエスコホールディングス 当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）」をご覧ください。また、本規則を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための諮問機関として、独立委員会を設置します。独立委員会に関する概要については別紙2「独立委員会規則の概要」を、具体的な委員の氏名等については別紙3「独立委員会委員の氏名および略歴」をそれぞれご覧ください。

本規則による手続の大まかな流れにつきましては、別紙4「大量買付け等と対抗措置の発動・不発動の決定の流れ」をご覧ください。

### (2) 本規則の主要な事項

#### ①大量買付け等に関する手続

大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会の事前の同意がないままに、大量買付け等を行う場合には、当該大量買付け等の実施に先立って、本規則に定める意向表明書ならびに当社株主の皆様方の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付者およびそのグループ等から提出された情報の内容が不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報および資

料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付者およびそのグループ等においては、当該期限までに、かかる情報および資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとし、

当社取締役会において、当該情報および資料が当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分なものであると判断した場合、当社取締役会は、その旨を公表し、当該公表日を起算日として進行する検討期間（大量買付け等の条件が、現金のみを対価（全額円貨）とし、かつ当社株券等の全てを対象とする公開買付けである場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内とします。）において、大量買付け等が、下記②に定める非濫用的買付提案に該当するか否か、および、下記③に定める適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとし、

当社取締役会が、大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として、本規則附則2. にその概要を規定する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うものとし、

当社は、当社取締役会が、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて下記④に定める株主意思確認手続を行うものとし、

なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとし、

当社取締役会は、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか否かについて検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問するものとし、また必要に応じ専門家（弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これらに限られません。以下「外部専門家」といいます。）と協議を行うことができるものとし、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとし、

また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉し、当社取締役会の代替案を提示することもできるものとし、

なお、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定されるまで、公開買付けを開始し、またはその他の方法による大量買付け等に着手してはならないものとし、

## ②非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいいます。

- (i) 本規則に定める手続を遵守するものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているもの（いわゆるグリーン・メーラー）ではないこと。
- (iii) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会

社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。

- (iv) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (v) 大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- (vi) 大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

### ③適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいいます。

- (i) 大量買付け等に係る条件（対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。）が、当社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ii) 大量買付者およびそのグループ等の提案（大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後における当社の他の株主の皆様、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・發揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資すること。

### ④株主意思の確認

当社取締役会が、大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合には、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて当社株主の皆様を意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）を実施いたします。

当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

### ⑤本規則の廃止

本規則は、(1)当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点、(2)当社取締役会の決定により本規則の廃止が決議された時点、(3)平成26年10月28日開催予定の本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点のうち最も早い時点で廃止されます。

また、本規則は、法令の改正等があった場合には、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で、当社取締役会において変更または修正を行う場合があります。

## 3. 本規則が株主の皆様、投資家の皆様および大量買付者に与える影響

### (1) 株主の皆様にご与える影響

本規則が改定されても、本新株予約権の無償割当てが行われない限り、当社の株主の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

当社取締役会の決議または株主意思確認手続により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、割当基準日における株主の皆様へ、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。その場合、権利行使期間内に、下記4.(2)③において記載する本新株予約権の行使に係る手続を行わない株主が保有する株式は、他の株主の本新株予約権の行使により、希釈化等の影響を受けることとなります。但し、当社は、下記4.(2)④に記載する取得の手続により、大量買付者およびそのグループ等(大量買付者およびそのグループのために行使しようとしている者、大量買付者およびそのグループによる当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出している者、または公開買付応募契約を締結している者を含みます。以下、本3.において同じです。)以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続をとった場合、大量買付者およびそのグループ等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなります。その場合、当社株式を受領した株主の皆様が保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値に希釈化は生じません。

### (2) 投資家の皆様にご与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社の株券等の大量買付者が現れた場合には、当社株価の変動が予想されるとともに、対抗措置として本新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化が想定されたり、あるいは本新株予約権の無償割当てに係る決議後に取得条項により当該本新株予約権の無償取得が行われ新株の交付が行われない場合には、想定された当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じない事態なども想定される等、その時々状況により当社株価および株式1株あたりの価値が変動する可能性があります。

また、割当基準日以降(権利落ち日以降)に当社の株主となった場合には、新株予約権の無償割当ては受けられず、新たに取得した当社株式1株あたりの価値が希釈化される場合も想定されます。

なお、大量買付け等に関する検討結果その他投資判断に著しい影響を与えると想定される重要な事項に関して当社が何らかの決定をした場合には、金融商品取引法および東京証券取引所が定める「有価証券上場規定」等に則り、広く投資家の皆様に遅滞なく適正かつ公平な情報が浸透するように適時開示情報閲覧サービス（TDネット）や当社ホームページ上での情報開示を行います。

#### (3) 大量買付者およびそのグループ等に与える影響

当社の経営権取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的として当社株券等を議決権割合で20%以上取得する大量買付け等を行う場合は、本規則を尊重し遵守していただく必要があります。本規則に従わずに大量買付け等が行われた等の理由により、当社取締役会決議において対抗措置の発動が決定された場合には、本新株予約権の無償割当てが行われます。当該大量買付者およびそのグループ等は、本新株予約権の割当てを受けても本新株予約権の行使はできませんので、その場合、大量買付者およびそのグループ等は当社株式の保有割合が最大2分の1程度まで希釈化されることが想定されます。

### 4. 本新株予約権の割当てに伴い当社株主の皆様に必要なとされる手続

#### (1) 本新株予約権無償割当ての手続

当社は、本規則に従って本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権の無償割当てに係る割当基準日の2週間前までにその旨の公告をいたします。本新株予約権は、割当基準日における当社の株主名簿に記録された株主（当社を除きます。）の皆様に対し割り当てられます（但し、新株予約権証券は発行いたしません。）ので、当社株主の皆様は当該割当基準日における株主名簿に記録される必要があります。

#### (2) 本新株予約権の行使の手続

- ① 当社は、割当基準日における当社の株主名簿に記録された当社株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（当社株主の皆様が大量買付者およびそのグループでないこと、大量買付者およびそのグループのために行使しようとしているものでないこと、または大量買付者およびそのグループによる当社の株券等に対する公開買付けに関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を記載した書式によります。）、その他本新株予約権の権利行使に必要な書類（以下「権利行使請求書類」といいます。）を送付いたします。
- ② 当社は、権利行使請求書類の送付に併せて、金銭払込取扱場所ならびに行使請求受付場所をご通知申しあげます。
- ③ 大量買付者およびそのグループを除く株主の皆様は、権利行使期間内に、金銭払込取扱場所で本新株予約権の行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額）の払込み手続を行っていただき、また権利行使請求書類を行使請求受付場所にご提出いただくことにより、本新株予約権1個につき、当社普通株式1株の発行を受けることができます。

- ④ 当社取締役会では、大量買付け等が撤回された場合等に無償で新株予約権を取得する場合や、新株予約権を取得し、対価として当社普通株式を交付する旨の決定をする場合があります。当社普通株式を交付する旨の決定をした場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、大量買付者およびそのグループでないこと、大量買付者およびそのグループのために新株予約権を行使しようとしているものでないことまたは大量買付者およびそのグループによる当社の株券等に対する公開買付に関して公開買付応募申込書を提出していないことや公開買付応募契約の締結をしていないことについての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を記載した書式による書面をご提出いただく必要があります。
- ⑤ 上記のほか、権利行使の方法、払込みの方法等の詳細につきましては、本新株予約権の割当てに関する決議が行われた後、当社株主の皆様に対して情報開示またはご通知申しあげますので、その内容をご確認ください。

#### 5. 本規則継続にあたっての合理性について

本規則は、関係法令、東京証券取引所が定める「企業行動規範」、経済産業省および法務省が定めた「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日）ならびに経済産業省に設置された企業価値研究会が発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日）等を踏まえた内容であり、かつ関連する判例の趣旨等も十分反映して制定したものであります。また、本規則は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。なお、当社は、本規則の策定に際しては外部専門家等の第三者からの助言を受けております。

別紙1：株式会社ウエスコホールディングス 当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）

別紙2：独立委員会規則の概要

別紙3：独立委員会委員の氏名および略歴

別紙4：大量買付け等と対抗措置の発動・不発動の決定の流れ

株式会社ウエスコホールディングス  
当社が発行者である株券等の大量買付け等に関する規則（買収防衛策）

## 第1条 本規則制定の目的

本規則は、予め当社取締役会が同意した場合を除き、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社が発行者である株券等（注1）（以下「当社株券等」という。）の大量取得行為、若しくは当社の企業価値または株主共同の利益を毀損する可能性が大きい当社株券等の大量取得行為を防止するため、当社株券等を適正に大量買付けする場合の規則を定めるものである。

## 第2条 定義

本規則において、「大量買付け」とは、当社株券等を議決権割合（注2）で20%以上取得し保有者（注3）となる行為をいい、「大量買付提案」とは、大量買付けの提案をいい、大量買付けおよび大量買付提案を総称して「大量買付け等」という。「大量買付者およびそのグループ等」とは、①大量買付け等を行う個人、法人またはその他の団体等で当社株券等の実質保有者（注4）となるもの（以下「大量買付者」という。）の他、②その共同保有者（注5）、③その特別関係者（注6）、④大量買付者を直接または間接に支配している者（以下「実質的支配者」という。）、⑤実質的支配者の共同保有者または特別関係者、⑥大量買付者または実質的支配者およびそれらの共同保有者または特別関係者と当該大量買付けに協調して、若しくは合意の上行動している者をいう。但し、以下の各号に該当する者は、大量買付者およびそのグループ等には含まない。

- (1) 本規則改定日現在において、既に当社株券等を議決権割合で20%以上保有している者、および当社が自己株式を取得したことのみを原因として、自己の意思によることなく当社株券等を議決権割合で20%以上保有することになった者。但し、その者がその後当社株券等を取得した場合は本号に該当する者に含まない。
- (2) 当社株券等を議決権割合で20%以上保有する者で、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者。  
但し、その者が当社株券等について議決権割合が20%未満となるように、当社株券等を速やかに処分または当社株券等の保有について当社取締役会が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限る。
- (3) 当社、当社または当社の子会社の従業員持株制度に基づく持株会（以下「当社持株会」という。）、その他従業員福利厚生制度に基づく組織、当社持株会または組織のために当社株券等を保有する法人または受託者等、および当社持株会または組織への資金拠出を目的として当社株券等を保有する法人または受託者。
- (4) 第1号ないし第3号に準じて、当社の経営権の取得、支配権の変動、当社の財務および事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者として当社取締役会が認める者。

（注1）本規則において、「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」または同法第27条の2第1項に規定する「株券等」のいずれかに該当するものをいう。

（注2）本規則において、「議決権割合」とは、①当社株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。）およびその共

同保有者（下記（注5）で定義される者をいう。）に関する株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいう。）、または②当社株券等（同法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいう。）の買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、取引所金融商品市場の内外および売買等の方法を問わない。）を行う者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいう。以下同じ。）および特別関係者（下記（注6）で定義される者をいう。）の株券等所有割合の合計をいう。各割合の算出に係る発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する「発行済株式の総数」に該当する。）および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する「総議決権の数」をいう。）は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとする。

（注3）本規則において、「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「保有者」をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。

（注4）本規則において、「実質保有者」とは、自己または他人の名義をもって株券等を所有する者のほか、金融商品取引法第27条の23第3項に定める者を含む。

（注5）本規則において、「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

（注6）本規則において、「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。

### 第3条 大量買付け等に関する手続き

1. 当社は、大量買付け等を行おうとする大量買付者およびそのグループ等に対し、本規則に従って、意向表明書ならびに当社株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という。）を当社取締役会へ提出することを求めることができる。当社取締役会は、これを受けて、提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることができる。この場合、大量買付者およびそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。当社は、当社取締役会が大量買付け等が非濫用的買付提案（第4条の1に定める。以下同じ。）の要件を満たしていないと判断した場合、原則として、本規則附則2. にその概要を規定する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てを行う。
2. 当社は、当社取締役会が本規則第5条第2項に規定する当社取締役会における検討期間において、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案（第4条の2に定める。以下同じ。）の要件を満たしていないと判断した場合、原則として本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主意思確認手続（第7条に定める。以下同じ。）を行う。なお、当該大量買付け等が、非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合、原則として、当社は当該大量買付け等に関し新株予約権の無償割当ては行わないものとする。
3. 当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行う。

4. 当社は、株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認手続を実施する前提となった条件に従って大量買付け等が行われる限り、当該大量買付け等に関し本新株予約権の無償割当てを行わない。
  5. 大量買付者およびそのグループ等が、当社取締役会または株主意思確認手続において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定されるまでに、公開買付け（注7）の開始またはその他の方法による大量買付け等の着手を行った場合には、当社取締役会は当該大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。
  6. 大量買付者およびそのグループ等が本規則に従わずに大量買付け等を行う場合（当社取締役会によりみなされた場合を含む。）には、当社取締役会は、大量買付け等を本規則に従って行うよう文書（FAX若しくは電子メールによる場合を含む。）により要請することができる。もっとも、かかる要請は、当社取締役会が本規則に従い、本新株予約権の無償割当ての決議を行い、実施することを妨げるものではない。
  7. 本規則上の手続きにかかる当社取締役会の重要な判断に際しては、当社取締役会は独立委員会（「独立委員会規則の概要」は別紙2、「独立委員会委員の氏名および略歴」は別紙3のとおり。）に諮問するものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとする。
- （注7）本規則において、「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいう。

#### 第4条の1 非濫用的買付提案の要件

「非濫用的買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付け等をいう。

- （イ）本規則に定める手続を遵守するものであること。
- （ロ）大量買付者およびそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社若しくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の大量買付け等を行っているもの（いわゆるグリーン・メーラー）ではないこと。
- （ハ）大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- （ニ）大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- （ホ）大量買付者およびそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株券等の大量買付け等を行っているものではないこと。
- （ヘ）大量買付者およびそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付条件を不利に若しくは明確にしないままの買付条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被

るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付け等を予定しているものではないこと。

#### 第4条の2 適正買付提案の要件

「適正買付提案」とは、以下の各号に規定する要件の全てを満たす大量買付提案をいう。

- (イ) 大量買付け等に係る条件（対価の種類および金額、大量買付けの時期・方法を含む。以下（ロ）において同じ。）が、当社の本源的価値に照らして十分かつ適切なものであること。
- (ロ) 大量買付者およびそのグループ等の提案（大量買付け等に係る条件のほか、大量買付けの適法性・実現可能性、大量買付けの後の経営方針または事業計画、大量買付けの後における当社の他の株主、従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含む。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な国・地方自治体その他の顧客および関係業者や地域住民等との信頼関係の維持・強化、経済産業の成熟化・少子高齢化・地球環境問題等から派生する課題に対応した新たなコンサルティング機能の創設・発揮や高度な技術の獲得とそれらを担う人材の確保・育成に資するものであること。

#### 第5条 大量買付け等に関する情報提供および検討期間の定め

1. 大量買付け等を行おうとする大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会に対し、大量買付け者およびそのグループ等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大量買付け等の概要を明示し、本規則に従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む意向表明書を提出するものとする。次に、大量買付者およびそのグループ等は、当社取締役会に対し、本必要情報を提出するものとする。当社取締役会は意向表明書を受領した日の翌日から起算して、10営業日以内に、大量買付者およびそのグループ等から当初提出すべき本必要情報のリストを当該大量買付者およびそのグループ等に交付する（本必要情報の具体的内容は、大量買付者およびそのグループ等の属性、大量買付け等の目的および内容によって異なるが、一般的な項目は附則1のとおり）。当社取締役会は、当初提出された情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断した場合には、大量買付者およびそのグループ等に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、追加的に情報および資料を提供または提出するよう求めることができる。この場合、大量買付者およびそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続に違反したものとみなすことができる。
2. 当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した日を起算日として、以下の各号に定める期間を大量買付け等に関する当社取締役会の検討期間とする。当社取締役会は、当該検討期間において、大量買付け等が、非濫用的買付提案に該当するか否か、および適正買付提案に該当するか否かについて検討するものとする。但し、当社取締役会は、大量買付け等を行った大量買付者およびそのグループ等から検討期間延長の同意を得た場合には、その同意を得た範囲内で、期間延長の理由および期限を株主の皆様の開示のうえ、検討期間の延長をすることができる。また、本必要情報の提供が完了した日後、天災地変等の不可抗力その他これらに準じるやむを得ない事由により、当社が通常の事業活動を行えない事象が発生した場合には、当社取締役会は本規則に基づく検討を中断するものとし、当該事象発生日から当社が通常の事業活動を開始し、当社取締

役会が本規則に基づく検討を再開するまでの間は、以下の各号に定める検討期間に含まないものとする。当社取締役会が検討を中断する場合、当社取締役会は速やかに大量買付け等を行った大量買付者の代表者宛に検討の中断の旨の通知文書を発出するものとし、また検討再開の場合も同様とする。

(1) 当該大量買付け等の条件が公開買付けによる当社株券等の取得の提案であり、その買付け条件が、現金のみを対価（全額円貨）とし、かつ当社株券等の全てを対象とするものである場合は、本必要情報の提供が完了した日から60日以内とする。

(2) 前号以外の大量買付け等の場合は、本必要情報の提供が完了した日から90日以内とする。

3. 当社取締役会は、第2項に基づく検討を行うに際しては、当社取締役会から独立した第三者機関である独立委員会に諮問し、また必要に応じ専門家（弁護士、公認会計士、証券会社、企業価値評価コンサルタント等を含み、これらに限られない。以下「外部専門家」という。）と協議を行うことができるものとし、独立委員会からの勧告を最大限に尊重しつつ、誠実かつ慎重に検討するものとする。また必要に応じ、大量買付者およびそのグループ等との間で大量買付け等に係る条件の改善について交渉することや当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもできるものとする。

4. 当社取締役会は、大量買付者およびそのグループ等から受領した情報を検討した結果、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしていないと判断した場合、原則として本新株予約権の無償割当てを行う。但し、独立委員会が、株主の意思を確認するべき旨を勧告した場合は、当社取締役会は、特段の事情がない限り、第7条に定める株主意思確認手続をとることとする。これらの判断に際しては、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限に尊重するものとする。

5. 当社取締役会は、大量買付者およびそのグループ等から受領した情報を検討した結果、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件を満たしていないと判断した場合、原則として、速やかに当該大量買付け等に関し第7条の定めに従って株主意思確認手続をとることとする。

これらの判断に際しては、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限に尊重するものとする。なお、当社取締役会は、当該大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たしており、かつ、適正買付提案の要件をも満たしていると判断した場合には、原則として、新株予約権の無償割当ては行わないものとする。

## 第6条 開示情報の使用と検討結果の開示

1. 当社は、大量買付者およびそのグループ等が当社に提出した情報および資料（本必要情報に該当するか否かを問わない。）を、当該大量買付け等が、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かを検討する等の目的（当該大量買付け等が非濫用的買付提案および適正買付提案に該当するか否かについて当社取締役会が検討する目的、独立委員会に諮問する目的、外部専門家に検討させる目的、および本規則第7条に定める株主意思確認手続において当社株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否を判断するための材料とする目的を含むが、これらに限られない。）で使用するものとする。

2. 当社取締役会は、第5条第2項に定める取締役会の検討期間が開始した旨および本必要情報その他のうち当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主に対する情報開示を行うものとする。

## 第7条 株主意思確認手続

当社取締役会が、非濫用的買付提案に該当し、かつ、適正買付提案に該当しないと判断した場合等における株主意思の確認（以下「株主意思確認手続」という。）は、以下の各号で定める手続により行うものとする。

- (1) 株主意思確認手続は、本新株予約権無償割当の実施の是非について株主の意思を確認するために、原則として、株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する議案を上程し審議する方法により行う（以下、当該株主総会を「株主意思確認総会」という。）。なお、株主意思確認手続は、当社取締役会の選択により、株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否に関する意思を当社が定める郵送書面（以下「郵送書面」という。）により表明する方法（以下「書面投票」という。）によって行うことができるものとする。
- (2) 書面投票に係る手続は、法令および定款等に基づく株主総会の招集手続およびこれらにおける議決権行使方法に準ずるものとする。但し、書面投票による株主の意思は、総株主の議決権の3分の1以上を有する当社株主が、郵送書面を郵送または当社へ直接持参する方法により当社に提出し、郵送書面を提出した株主が有する総議決権の過半数により確認されるものとする。なお、この場合、当社は、当社株主に対し、書面投票の対象となる議案、投票について参考となるべき事項を記載した書面その他当社取締役会が定める事項を記載または添付した投票用紙を、提出期限の2週間前までに発出するものとする。
- (3) 株主意思確認手続において、本新株予約権の無償割当ての実施について賛同が得られた場合、当社は、本規則第8条に定める本新株予約権の無償割当てを行うために必要な一切の行為を行い、速やかに本新株予約権の無償割当てを行う。
- (4) 当社取締役会は、株主意思確認手続において、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同するよう勧誘することができるものとする。
- (5) 株主意思確認手続を開始した後であっても、株主意思確認手続が完了するまでに、当該大量買付提案がその後発生した事情等により適正買付提案の要件を満たすに至った場合その他当社取締役会が相当と判断するに至った場合には、当社取締役会はいつでも株主意思確認手続を中止することができる。

## 第8条 本新株予約権の無償割当ての実施

1. 当社は、以下に定めるいずれかに該当する場合、株主に対する本新株予約権の無償割当てに必要な一切の行為を行い、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の株主名簿に記録された当社株主に対し、速やかに本新株予約権を割り当てる。
  - (1) 大量買付者およびそのグループ等が本規則に定める手続を遵守しない場合
  - (2) 前号の場合以外で、当社取締役会が、大量買付者およびそのグループ等が行った大量買付け等が非濫用的買付提案の要件を満たさないと判断した場合
  - (3) 株主意思確認手続において、株主に対する本新株予約権の無償割当てが賛同された場合
2. 前項の規定にかかわらず、当社取締役会は、前項第1号、第2号に該当する事由が是正されたと判断した場合その他相当と認める場合、又は独立委員会の勧告があった場合には、株主に対する本新株予約権の無償割当てを中止又は停止することができる。

## 第9条 本規則の廃止

### 1. 本規則の廃止の時点

本規則は、以下の各号のいずれか最も早く到来する時点で廃止される。なお、本項に基づき本規則が廃止された場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。但し、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

- (1) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点
- (2) 本条第2項の規定に基づき、本規則を廃止する旨の当社取締役会の決議がなされた時点
- (3) 平成26年10月28日開催予定の本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時点

### 2. 当社取締役会による本規則の廃止

本規則は、当社取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとする。なお、本項に基づき本規則の廃止が行われた場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。但し、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

## 第10条 法令の改正等による修正等

本規則および各附則において引用する法令の規定は、平成26年9月16日現在施行されている法令を前提としているものであり、同日以後、法令の新設、改廃または改正等により、本規則および各附則に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合その他当社取締役会により必要と判断された場合においては、当該新設、改廃または改正等の趣旨を考慮の上、平成26年10月28日開催予定の本定時株主総会の決議の趣旨に反しない範囲で本規則および各附則に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、また、当社取締役会の決定により上記の条項ないし用語の定義等について本規則の修正を行うことができるものとする。

## 第11条 準拠法

本規則および本規則に基づき割当てが行われる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

(平成26年2月3日制定・同日効力発生)  
(平成26年9月16日最終改定・同年10月28日効力発生)

## 附則 1. 情報開示を求める事項

本規則第 3 条に基づき、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」という。）の具体的内容は、大量買付者およびそのグループ等の属性、大量買付け等の目的および内容によって異なるが、一般的な項目を以下の通り定める。

また、本必要情報および資料が日本語で記載されたものでない場合は、大量買付者およびそのグループ等はその邦訳分を添付する。なお、当社取締役会から大量買付者およびそのグループ等に対し、提出された情報および資料に関し質問または問い合わせを行い若しくは説明を求めることがある。

### 1. 大量買付者およびそのグループ等に関する情報および資料

大量買付者およびそのグループ等（ファンドの場合は各組合員その他の構成員）の概要（事業内容、資本構成および当社グループの事業と同種の事業についての経験等その他の内容を含む。）とする。

### 2. 当社が発行者である有価証券の取引および保有状況に関して提出すべき情報および資料

大量買付者およびそのグループ等が其々保有する当社が発行者である全ての有価証券ならびにその取引状況に関する資料とする。

### 3. 大量買付提案の目的および内容に関する情報

大量買付提案の目的、大量買付提案の条件および方法（取得予定の当社株券等の総数および種類、買付けの方法、対価の種類および金額、買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件等を含む。）、対価の算定根拠、大量買付資金の調達方法、大量買付け後の計画（当社株券等の買付け後における組織再編成、定款の変更、上場廃止、重要資産の活用方法、配当方針を含む資本政策、経営方針、経営権取得後の事業計画を含む。）ならびに当社の顧客・取引先・関係会社・地域社会その他の利害関係者の取扱いに関する重大な変更等の計画に関する資料とする。

## 附則 2. 新株予約権の概要

本規則第 8 条に基づき割当てが行われる新株予約権の概要を以下の通り定める。なお、以下で用いられる用語は、本附則において別段の定めがない限り、本規則に定義された用語と同義とする。

### 1. 新株予約権の名称

第 1 回株主無償割当て取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 株主に割り当てる本新株予約権の総数

本規則第 8 条に定める割当基準日における当社の発行済株式総数（但し、割当基準日において当社が保有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

### 3. 本新株予約権の割当て方法

割当基準日における当社の株主名簿に記録された当社株主（当社を除く。）に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てる。

### 4. 本新株予約権の割当て価額

無償とする。

### 5. 本新株予約権の無償割当てがその効力を生ずる日

株主に対して本新株予約権を無償で割り当てる旨の決議において別途定める。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として1株とする。

### 7. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、大量買付者およびそのグループ等ならびに取得日までに当社所定の書式による誓約書（本新株予約権者が大量買付者およびそのグループ等に該当せず、大量買付者およびそのグループ等のために行使しようとしているものではないことおよび大量買付者およびそのグループ等による当社株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言等を記載した書式による。）を提出しないもの（但し、当社が当該誓約書の提出を求めなかった者を除く。以下「非適格者」という。）以外の本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、当社取締役会において別途決定される日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することを条件として、当該者の有する本新株予約権のうち、未行使のもの全てを取得し、代わりに本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(3) 上記(1)および(2)の他、当社は本新株予約権の無償割当てに関する決議において、本新株予約権の取得に関する条件および手続等を定めることができる。

### 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予

約権の無償割当てに関する決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所  
本新株予約権無償割当て決議において定める。

#### 10. 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権の無償割当てに関する決議において決定される日を初日とし、1ヶ月以上3ヶ月以内の範囲で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める期間とする。

なお、上記7.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合において、本新株予約権の無償割当てに関する決議において決定される行使期間が既に始まっている場合においては、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使請求期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とする。

#### 11. 本新株予約権の行使請求受付場所

本新株予約権無償割当て決議において定める。

#### 12. 本新株予約権の行使条件

- (1) 本規則第2条で定める大量買付者およびそのグループ等は、本新株予約権を行使することができない。
- (2) 当社は、本新株予約権の行使の条件（および取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に、自己が大量買付者およびそのグループ等に該当せず、大量買付者およびそのグループ等のために行使しようとしているものではないことおよび本新株予約権を大量買付者およびそのグループ等による当社株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書の提出を求めることができる。上記の誓約書の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付者およびそのグループ等とみなすことができる。
- (3) 本新株予約権者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付者およびそのグループ等に対して譲渡する旨合意しているときは、当該本新株予約権者はその旨を当社に書面で届出なければならない。この場合、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付者およびそのグループ等とみなすことができる。本新株予約権の割当てを受けた当社株主が、割当てが効力を生ずる日時点で保有する株式を大量買付者およびそのグループ等に対して譲渡したときまたは譲渡する旨を合意しているときは、当社は、当該株式に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式について、大量買付者およびそのグループ等に対する譲渡が合意されたものとみなすことができる。

- (4) 外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができない（但し、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、上記7.(2)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となる。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができない。

1 3. 組織再編行為の場合の新株予約権の承継

本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定めるものとする。

1 4. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

1 5. 本新株予約権証券の発行に関する事項

本新株予約権証券は、発行しない。

1 6. その他の事項

本概要に定める事項のほか、本新株予約権の無償割当てに関する詳細は、当社取締役会において本新株予約権の無償割当てに関する決議に際して別途定める。

以上

## 独立委員会規則の概要

## 1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

## 2. 構成員

当社取締役会により委嘱を受けた、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役・社外監査役・経営経験豊富な企業経営者・投資銀行業務に精通する者・弁護士・公認会計士・会社法等を主たる研究対象とする学識経験者・当社が属する業界関係事項について専門的・学術的知識を有する者、またはこれらに準ずる者により、3名以上で構成される。

## 3. 任期

独立委員会委員の任期は、当社が定める本規則の有効期限満了時までとする。但し、本規則が独立委員会の委員の任期の途中で廃止された場合、または本規則において独立委員会が廃止された場合には、独立委員会の委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。また、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

独立委員会の委員に欠員が生じた場合には、前記2. 記載の選任要件を満たす者の中から当社取締役会の決議により新たな委員を選任する。新たに選任された委員の任期は、欠けることとなった元の委員の残任期間と同じとする。

## 4. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、独立委員会委員の全員が出席できないやむを得ない事情がある場合には、独立委員会の決議は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

なお、独立委員会の決議が賛否同数により成立しない場合には取締役会に対し、決議が成立しない旨の報告を行うものとする。

## 5. 決議事項その他

独立委員会は、取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、原則として以下の各号に記載された事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自らまたは当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 本規則の対象となる大量買付け等に該当するか否かの決定
  - ② 大量買付者およびそのグループ等が当社取締役会に提供すべき本必要情報の決定
  - ③ 大量買付者およびそのグループ等から受領した情報の内容の精査・検討
  - ④ 大量買付け等が非濫用的買付提案または適正買付提案に該当するか否かの決定
  - ⑤ 本規則を遵守したか否かの決定
  - ⑥ 新株予約権の無償割当ての実施、不実施、または停止等すべきか否かの決定
  - ⑦ 新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主意思確認手続を実施すべきか否かの決定
  - ⑧ 本規則の継続・変更・廃止の検討
  - ⑨ その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- また、独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名および略歴

本規則における独立委員会の委員は、以下の3名であります。

福原 一義（ふくはら かずよし）

昭和52年3月 公認会計士登録（現在）

昭和59年12月 税理士登録（現在）

平成元年6月 株式会社ウエスコ社外監査役

平成13年11月 福原一義公認会計士事務所長（現在）

平成16年10月 税理士法人福原・嘉崎会計事務所代表社員（現在）

平成17年11月 株式会社サンマルクホールディングス社外監査役（現在）

平成26年2月 当社社外監査役（現在）

※福原一義氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。なお、同氏は当社の社外取締役候補者であります。

同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

宮崎 栄一（みやざき えいいち）

平成3年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所

平成5年8月 公認会計士登録（現在）

平成10年8月 公認会計士・税理士宮崎会計事務所開設（現在）

平成10年9月 税理士登録（現在）

平成16年8月 株式会社創明コンサルティング・ブレイン代表取締役（現在）

平成25年6月 株式会社ウエスコ社外監査役

平成26年2月 当社社外監査役（現在）

※宮崎栄一氏は会社法第2条第16号に規定される社外監査役です。

同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

首藤 和司（すどう かずし）

平成4年4月～平成16年3月 検察官として任官

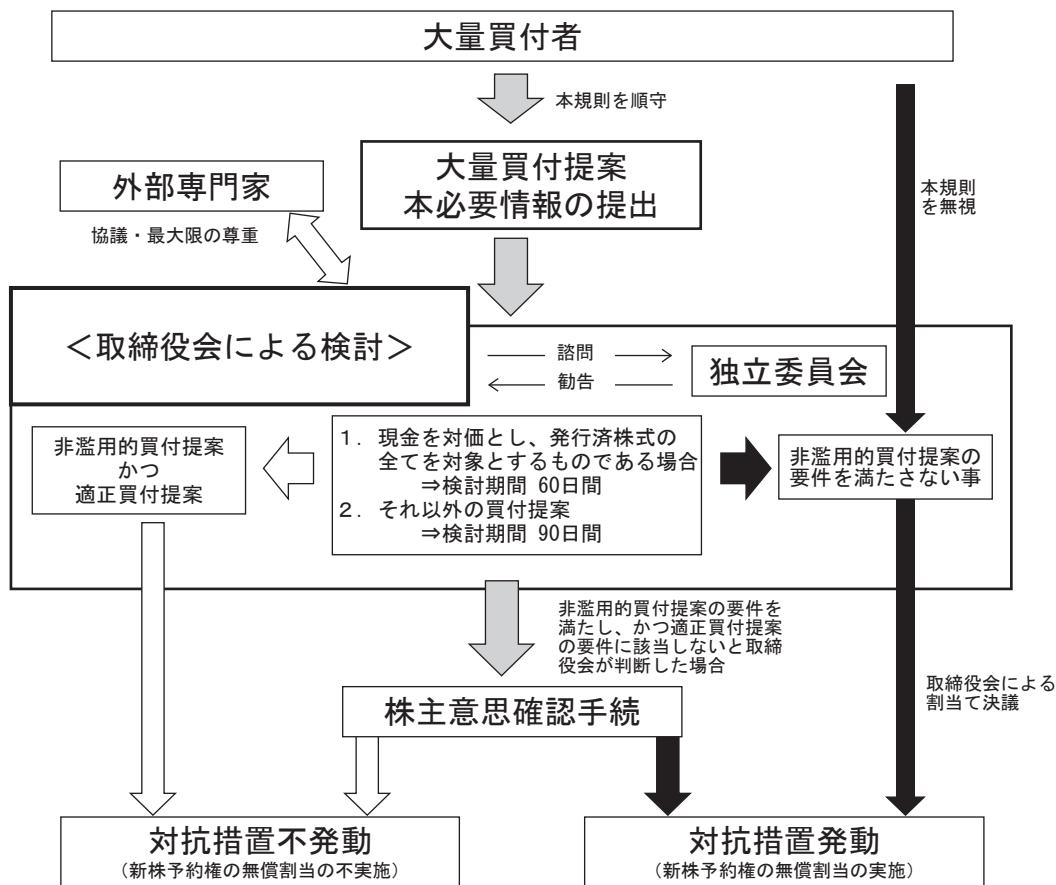
平成16年4月 弁護士登録（現在）

平成23年9月 首藤法律事務所代表（現在）

※首藤和司氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上

## 大量買付け等と対抗措置の発動・不発動の決定の流れ



※1 検討期間の開始の有無にかかわらず、非濫用的買付提案かつ適正買付提案であると当社取締役会が判断した場合には、株主意思確認手続を行わず、本新株予約権の無償割当てを実施しないとする場合があります。

※2 本概略図は、本規則の概要をわかりやすくご理解いただくため、あえて詳細な事項を捨象して作成されたものです。本規則の正確な内容については、別紙1をご参照ください。

以上

#### 第6号議案 取締役および監査役の報酬等の額承認の件

当社の取締役および監査役の報酬等の額につきましては、当社定款附則第2条におきまして、会社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの約9ヵ月間の取締役の報酬等の額を、総額金187,500,000円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まない）、監査役の報酬等の額を、総額金22,500,000円以内と定めており、当該定めは本総会終結の時をもちまして失効することとなります。

従いまして、本総会終結後の取締役および監査役の報酬等の額につきまして、株主の皆様に変更でご承認をいただく必要がございます。

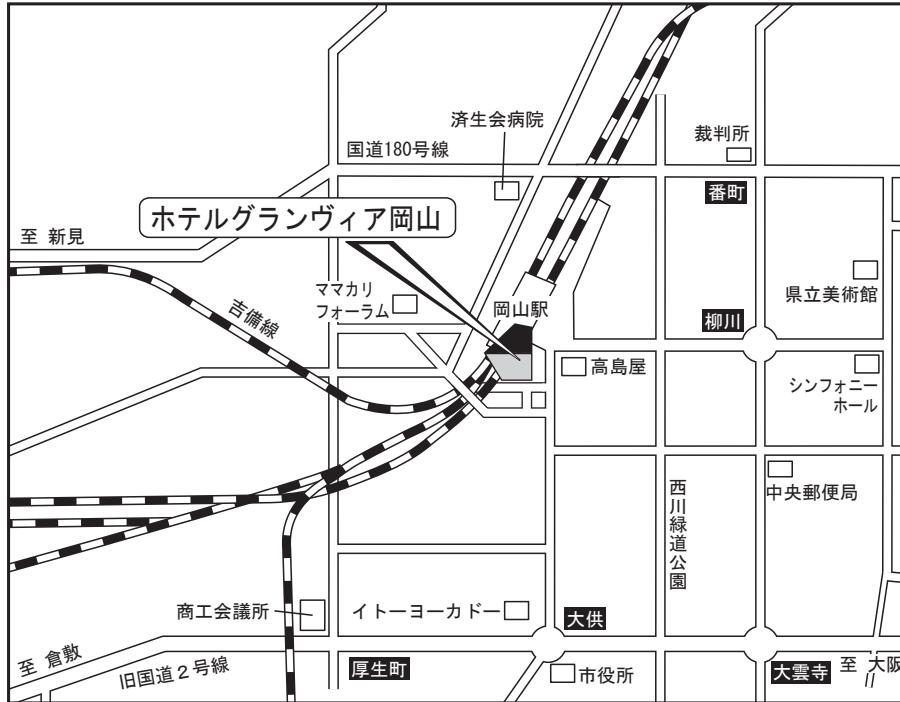
本総会終結後の当社取締役および監査役の報酬等の額につきましては、当社の経営状況、経済情勢等を慎重に検討した結果、取締役の報酬等の額を年額金250,000,000円以内（うち社外取締役分35,000,000円以内）、監査役の報酬等の額を年額金30,000,000円以内といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人部分の給与は含まないものといたします。

また、現在の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役1名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

以上

## 株主総会会場ご案内図



会 場 岡山市北区駅元町1番5  
ホテルグランヴィア岡山 4階 フェニックスの間  
電 話 086-234-7000  
交 通 JR岡山駅に2階で直結

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであしからず  
ご了承くださいますようお願い申し上げます。